

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 建築物・公共施設等安全確保計画

第1節 総 則

地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2節 建築物の震災対策計画

第1 計画の方針

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成29年2月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。

併せて、住宅については、京都府建築物耐震改修促進計画に耐震化数値目標を設定し、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図る。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか地盤の改良や基礎ぐいの使用等構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

(1) 耐震性の確保等

緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、国、市町村等と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、優先順位を付け、数値目標を設定するなど、計画的な実施を図る。

また、建築後、定期的な検査を行い、必要な改修を実施する。

なお、国、府、市町村は、地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去又は改修を実施する。

(2) 既存耐震不適格建築物の対策

建築物の用途、建築年次、構造種別等により、計画的に耐震診断を実施するとともに、必要に応じ適正な改修計画を策定し、順次改修を行う。

市町村施設についても、耐震診断・改修促進について、指導・助言を行う。

2 多数の者が利用する特定建築物

地震時に多大な被害の発生する危険性が高いことから、以下の対策を進める。

- (1) 計画段階における適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築物の品質管理を指導する。
- (2) 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。
- (3) 既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。
- (4) 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、一般社団法人京都府建築士事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

3 住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の者が利用する建築物以外の建築物については、以下の対策を進める。

- (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や、感震ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取り組みについて市町村や関係団体等と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。
- (2) 耐震相談窓口を設置するとともに、マスメディア等を活用した府民への広報やフェアなどによる制度周知を市町村や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。
- (3) 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特例融資、住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。
- (4) ブロック塀等について、市町村と連携して建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発する。
- (5) 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。
- (6) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。
- (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性についてホームページ等で啓発する。

4 緊急輸送道路沿道建築物

府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

- (1) 市町村の区域を超える救援活動等の支援のために、次により、地震直後において通行の確保が必要な施設間を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定する。
 - ・ 高速道路網を基幹道路として構成
 - ・ 迅速な支援活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定
 ◇対象施設：府庁・広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難時集結場所
- (2) 対象建築物<通行障害既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第5条第3項第2号>

昭和56年5月31日以前に着工し、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物を耐震化の対象とする。
- (3) 対象建築物の所有者から報告された耐震診断結果を公表するとともに、耐震性が不足する対象建築物の所有者に対し、耐震設計・耐震改修などを支援し、耐震化を促進する。

5 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次のような区域について、市町村は府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、府及び市町村は必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

- ・ 老朽木造住宅が密集するなど地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域
- ・ 市町村地域防災計画において特に重点的に耐震性能の向上を図ることが位置付けられた区域
- ・ 活断層等の周辺等地盤の状況が悪いと考えられる区域

6 密集住宅市街地の面的整備

建築物単体の耐震改修促進と並行して、特に緊急に改善すべき密集住宅市街地について市町村を主体とする住宅市街地総合整備事業等に基づき面的整備を促進する。

- (1) 整備に係る各種手法等を普及し、市町村主体の面的整備事業を誘導する。
- (2) 地域住民に対し、区画整理、共同建替え制度等の各種整備事業を普及し、合意形成を図っていく。

7 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 地震被災建築物応急危険度判定の必要性

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、府民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

(2) 応急危険度判定制度の整備

ア 地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成

- (ア) 建築士等を対象に応急危険度判定技術講習を実施する。
- (イ) 講習受講者からの申し出により判定士として府に登録する。
- (ウ) 他府県から転居した判定士も、簡単な手続きで府に登録する。

イ 応急危険度判定体制の確立

- (ア) 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において実施体制及び判定士の連絡システム等の整備を行う。
- (イ) 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会により判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、応急危険度判定体制の充実を図る。
- (ウ) 応急危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保する。
- (エ) 判定士の二次災害に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が整備した民間判定士の判定活動に関する補償制度に加入する。

(3) 応急危険度判定訓練等の実施

被災時に的確に実施することができるよう、通常時においても全国被災建築物応急危険度判定協議会、近畿被災建築物応急危険度判定協議会及び京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図り、次のとおり、訓練及び研修を実施する。

- ア 判定士又は市町村等を対象とした連絡訓練の実施
- イ 被災モデル建築物による判定実地訓練の実施
- ウ 応急危険度判定制度に関する研修の実施

8 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災

害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、危険度判定に必要な調査表、判定シート等を確保する。

また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

(2) 全国組織との連携

全国の都道府県等により組織する被災宅地危険度判定連絡協議会において判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、被災宅地危険度判定体制の充実を図る。

9 液状化対策

国、府、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、国、府及び市町村は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、府民への適切な情報提供等を図るものとする。

第3 推進体制の整備

1 京都府建築物耐震改修促進計画の推進

府関係部局、京都市及び宇治市等の関係部局、建築関係団体等で構成する検討委員会による調整、協議を通じて策定した「促進計画」に基づき既存建築物の耐震対策を推進する。

2 推進体制の整備と進行管理

1の計画に基づき、対象建築物及び当該耐震対策の進行状況を把握するとともに、耐震改修促進法を活用し、耐震診断、改修の促進を図る。

第4 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

1 応急仮設住宅建設適地の確保

府及び市町村は、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

2 応急仮設住宅建設に関する協力体制の確立

府は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るための体制を確立する。

3 既存施設の利用

(1) 府及び市町村は、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。

(2) 府は、民間住宅やホテル・旅館等の関係業界団体から一時居住施設として提供が可能な施設に係る情報の提供システムを確立する。

第3節 電気・ガス施設防災計画

第1 電気施設防災計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

なお、関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、事前対策の検討や京都府との連携強化を図る。

2 計画の内容

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

(1) 地震動への対応

ア 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

オ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

カ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

(2) 津波への対応

ア 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

イ 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

ウ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

エ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

第2 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

1 計画の方針

ガス施設において、液状化対策を含めた耐震性の強化を図るとともに、地震が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

2 計画の内容

(1) 防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策(ガス供給設備)

ア 新設設備はガス工作物技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置を設置している。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

ア 顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第4節 上下水道施設防災計画

第1 水道施設防災計画

1 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、震災時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効果的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。

また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。

- (4) 水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
 - (5) 水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
 - (6) 水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
 - (7) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。
- また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (8) 水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
 - (9) 府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄や受水槽等の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

第2 下水道施設防災計画

1 計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、地震時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う地震対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される地震災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、地震対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での

保管等に努めるものとする。

- (3) 下水道管理者は、施設の液状化対策を含めた耐震性能を確保するとともに、効率的・効果的な耐震化を計画的に進めるものとする。また、津波対策が必要な地域においては、津波高さを考慮した対策に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (6) 府及び下水道管理者は相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡体制を確保する。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (7) 府及び下水道管理者は、円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用するものとする。
- (8) 下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

第3 工業用水道施設防災計画

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1水道施設防災計画の2計画の内容(1)～(9)」に準じた対策を講じるものとする。

第5節 学校等の防災計画

第1 計画の方針

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2 計画の内容

1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市町村等の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

(1) 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

ア 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

イ 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

ウ 施設・設備の被災状況の点検等

(3) 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

(4) 避難所としての運営方法等

市町村の災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

2 施設・設備等の災害予防対策

(1) 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、底等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

(2) 防災機能の整備

ア 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

イ 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

(3) 設備・備品の安全対策

震災等の災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

4 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 防災に関する計画等の整備に関する事項
- (2) 防災上必要な教育に関する事項
- (3) 防災上必要な訓練に関する事項
- (4) 施設・設備等の災害予防対策に関する事項

第6節 都市公園施設防災計画

第1 現況

府立都市公園は、現在12箇所、425.7 haある。都市公園は、震災時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

京都府立都市公園 (令和5年4月1日現在)

都 市 公 園 名	所 在 地	供用面積 (ha)	備 考
嵐山公園	京都市	10.6	
嵐山東公園	〃	11.4	
鴨川公園	〃	39.9	
伏見港公園	〃	3.7	
洛西浄化センター公園	京都市・長岡京市	5.6	
宇治公園	宇治市	1.6	
山城総合運動公園	〃	94.9	
天橋立公園	宮津市	25.1	
丹後海と星の見える丘公園	〃	142.9	
木津川運動公園	城陽市	12.7	
関西文化学術研究都市記念公園	精華町	24.1	
丹波自然運動公園	京丹波町	53.2	
合 計		425.7	

第2 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。

また、広域避難地や一時避難地となるオープンスペースを確保するため、京都府広域緑地計画に基づき、公園緑地の整備推進を図る。

第3 計画の内容

1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

- ・ 防火帯となる植樹帯等の整備
- ・ 避難場所や応急活動の拠点地、ヘリポート等に活用可能な広場、駐車場及び屋外運動施設（競技場、球技場、野球場、テニスコート等）を整備するとともに、公園内の園路や橋の耐震性向上対策
- ・ 避難施設や防災拠点として活用可能な体育館、管理事務所、クラブハウス等の建築物について、必要に応じた整備
- ・ 避難生活や応急活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備
特に、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び木津川運動公園については、防災活動拠点となるこ

とから、その役割に応じた施設整備を行う。

2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じて京都府広域緑地計画の見直しを行う。また、市町村が都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たり、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう指導する。

第7節 通信放送施設防災計画

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本放送協会京都放送局、株式会社エフエム京都

第1 計画の方針

電気通信設備の地震災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル（171）」及び災害用伝言板サービスの運用計画について定める。

第2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

地震災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- (1) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (2) 大地震による洪水又は津波等の恐れがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的地震災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の電送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

地震災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

地震災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の設備充実を図る。

- (1) 小型無線電話機の増備
- (2) 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル（171）」運用計画

「災害用伝言ダイヤル（171）」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。

- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外からの利用（登録）を可能とする。

6 災害用伝言板サービス運用計画

災害用伝言板サービスは、携帯電話、PHS及びパソコンに開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

7 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

- (1) 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝ぱん試験
- (5) 交通路の調査
- (6) 非常持出機器、書類の指定
- (7) 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- (8) 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- (9) その他必要と認められる事項

第8節 鉄道施設防災計画

西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社・近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社

第1 計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は図2.1.1のとおりである。

第2 計画の内容

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- 2 河川改修に伴う橋梁改良
- 3 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- 11 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- 12 危険及び不良箇所の点検整備
- 13 落石、倒木警報装置の点検整備
- 14 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 15 その他防災上必要なもの

第3 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

2 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方および落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

平成4年3月に導入した初代の早期地震警報システムを改良し、平成17年8月に東海道新幹線早期地震

警報システム（テラス）を導入した。このテラスは最新の地震諸元推定方式を導入し、警報発信時間を初代システムの3秒から2秒へ1秒短縮し、警報精度の向上を図った。

テラスによる地震動の早期検知はP波の波形の「振幅増加度」から震央距離を推定し、さらに波形の最大振幅を加味しマグニチュードを推定している。この推定から自動判定して、列車を停止するシステムとなっている。P波を検知する箇所は、東海道新幹線を包囲するように過去大規模地震発生域の近くに設置している。（京都府域の検知箇所：舞鶴）さらに、平成20年度より気象庁からの緊急地震速報を活用することで、テラスの早期警報を補完する取り組みを実施している。

また、沿線付近で発生する地震を想定して、東海道新幹線沿線50箇所に地震計を設置しており、一定の地震動を感知した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施するものである。

2 新幹線の緊急耐震補強

平成7年の兵庫県南部地震以降、大規模な地震に対しても構造物が崩壊しないことを目的として、緊急耐震補強（ラーメン高架橋の柱補強、橋桁の落橋防止対策）を実施し、平成11年3月に予定通り完了した。その後、緊急耐震補強以外にも、耐震評価を実施し補強を推進してきた。さらに、平成15年5月に発生した三陸南地震で東北新幹線の高架橋が被災したことを契機として、同年6月、国土交通省より「耐震補強必要箇所がある高架橋について速やかに耐震補強を行うこと」との通達を受け、平成20年度に補強を完了した。

第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画地震対策

1 地震動の早期検知

沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示。

2 列車停止手配

運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達。

3 災害時の体制

「鉄道事故及び災害応急処置要領」による。

4 地震計・警報表示機器の点検整備。

5 防災訓練の実施

第6 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 鉄道土木施設の防災対策

- (1) 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (2) 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

2 鉄道電気施設の防災対策

- (1) 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- (2) 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

3 行政との連携

- (1) 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- (2) 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- (3) 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第7 京阪電気鉄道株式会社の計画

地震時体制の確立

- 1 地震計の設置
- 2 本社、運転指令所崩壊の場合の代替場所の確保
- 3 連絡通報系統の周知徹底
- 4 非常時の各人の出勤場所と役割の明確化及び責任者の選定基準策定
- 5 非常用機材の調達方法の確立、飲料水・食料の備蓄
- 6 防災訓練の実施

第8 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災予防対策の基本方針

- (1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱（地震、津波）を定めている。
- (2) 日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回の実施及び定期検査による各諸施設の点検実施を行い、設備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

（感震器設置箇所）

西院、大山崎、茨木、能勢口、中津、西宮、六甲の感震器と地震警報表示器の点検整備を実施する。

第9 京福電気鉄道株式会社の計画

地震発生時における車両の運転は、その状況に応じ、鉄道災害対策規則及び大規模地震を想定した事業継続計画（BCP）基本計画書に基づいて処置を講じる。

第10 叡山電鉄株式会社の計画

地震時体制の整備

- 1 地震計の設置
- 2 災害時の緊急連絡・報告経路等の確認
- 3 運転規制の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の整備
- 5 防災訓練の実施

第11 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

震災対策

- 1 地震対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画
- 3 地震発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

図 2 - 1 - 1 鉄道略図

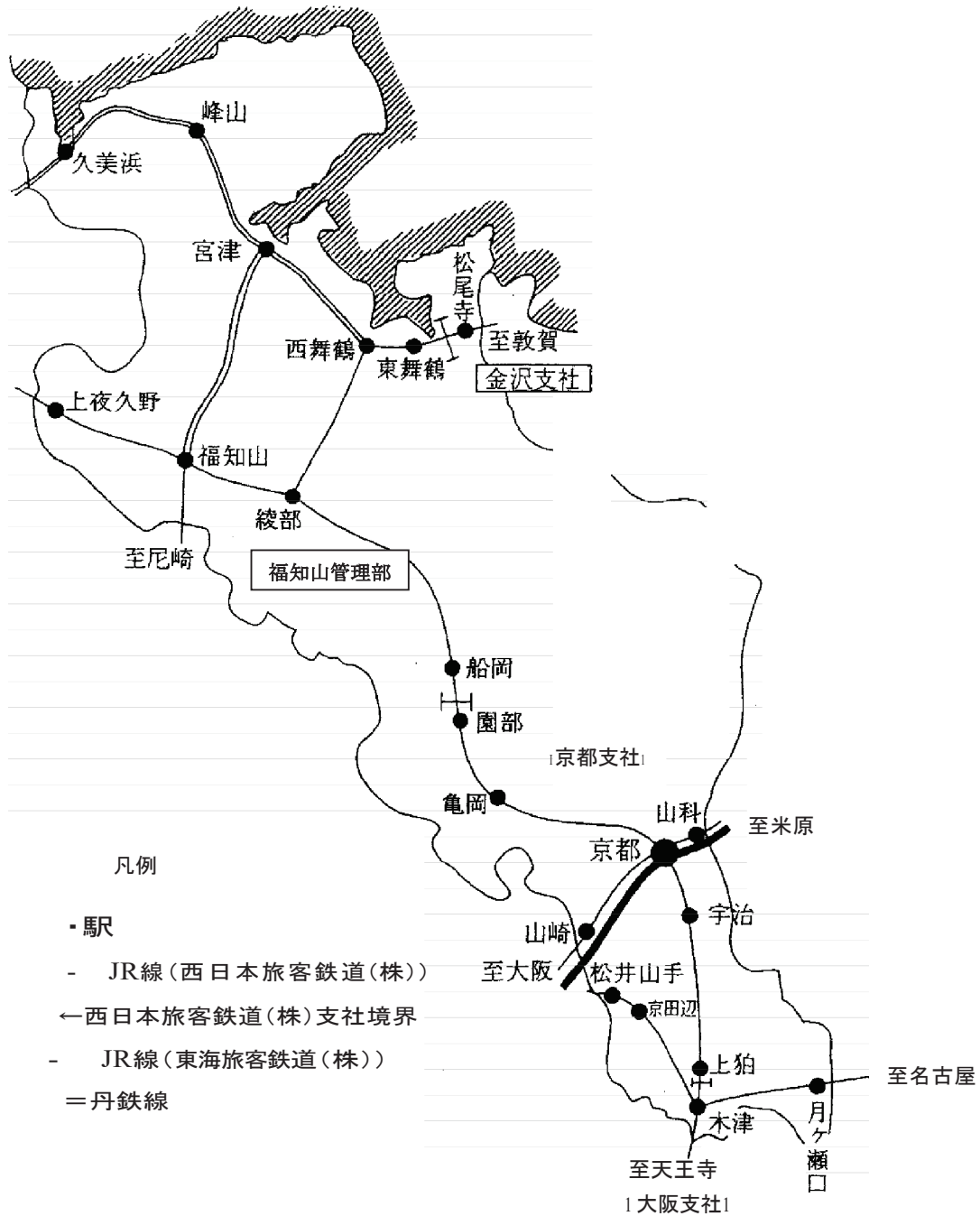
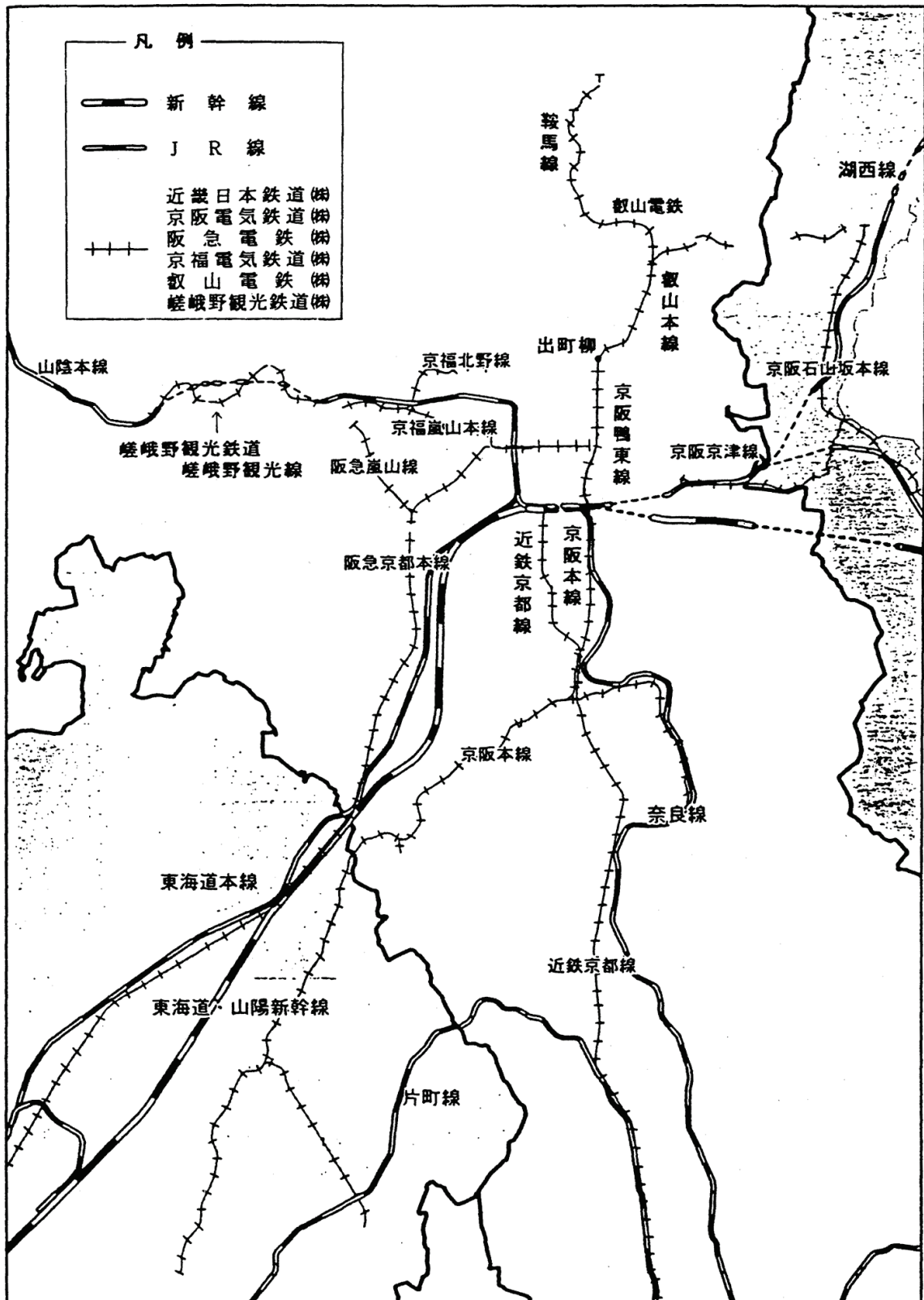


図2. 1. 1(2) 鉄道略図





京都市交通局

京都市営地下鉄路線図

令和4年4月



第9節 道路及び橋梁防災計画

第1 現況

府内における道路の特徴としては、山間部及び河川沿いのものが多く、さらに北部においては海岸線に沿ったものがあり、災害を被る可能性があるため、計画的に道路の付替え、防災工事等により道路体質の改善に努めている。

なお、府が管理している道路及び橋梁の現況と危険箇所の点検結果は表2.1.3のとおりである。

表2.1.3 府管理道路状況一覧表

道 路 種 別	道 路 現 況		危険箇所（平成 8, 9 年度点検結果）		
	管理延長(km) (令和4.4.1)	橋梁箇所数 (令和4.4.1)	崩 土 等	な だ れ	そ の 他
一般国道	433.3	462	109	1	15
主要地方道	882.9	886	284	2	16
一般府道	824.9	802	241	0	20
計	2,141.1	2,150	634	3	51

注：その他には地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
数値は、自転車道を除く。

第2 計画の方針

重要物流道路及び代替・補完路や地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）について、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第3 計画の内容

1 緊急輸送道路の整備

重要物流道路及び代替・補完路、地震災害など緊急時に重要となる施設等（府総合庁舎、市町村役場、主要港湾、医療施設等）へのアクセス機能を確保するため、避難・輸送の大動脈である京都縦貫自動車道等の広域的な交通機能をもつ高速道路等の建設や耐震強化を推進するとともに、それらとネットワークを構成する一般国道や主要地方道等の整備を推進する。

なお、府内の重要物流道路及びその代替・補完路、緊急輸送道路については、表3.17.2、表3.17.3及び表3.17.4に示す。

2 災害に強い道路の整備

崩土、落石、盛土の大規模崩壊等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、都市内の避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。

3 重要な道路構造物の整備

(1) 橋梁の整備

地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の耐震化対策を推進する。

なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

(2) トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を推進する。

第10節 河川・海岸施設防災計画

第1 河川施設防災計画

1 現況

府内を流れる一級及び二級河川は394河川で、河川延長にして、約2,046kmであり、このうち、知事が管理する河川は377河川、延長約1,852kmである。

その他これらの河川に注ぐ多数の小河川及び水流が市町村によって管理されている。

河川については地震時において防災機能としての役割が重要となる。

2 計画の方針

(1) 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ、内水排除を実施する。また、テレメーターシステム等を整備し、的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制を整備する。

(2) 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮したり、河川管理用通路を非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。

3 計画の内容

(1) 避難のための広場整備を行う。

(2) 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。

(3) 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

第2 海岸施設防災計画

1 現況

京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであり、このうち109.0kmを海岸保全区域に指定しており、その所管別延長は、表2.1.4のとおりである。

表2.1.4 保全区域所管別 海岸諸元

保全区域所管別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	131.1	69.2
国土交通省 水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産庁	81.5	22.1
計	315.2	109.0

2 計画の方針

海岸施設の整備に当たっては、耐震性を考慮するとともに、津波による被害を最小限にとどめるため海岸の状況に応じた防災対策に努める。

3 計画の内容

護岸の緩勾配化、潜堤、養浜等による面的な防災対策を図り地震・津波に強い施設整備を進める。

第11節 砂防及び治山施設防災計画

第1 砂防施設防災計画

1 現況

府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流（溪流勾配15°以上）が6,732溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。

また、砂防指定地は、府内に面的な指定が54の告示、溪流の指定が1,077溪流あり（令和7年3月1日現在）、適切な管理に努めている。

2 計画の方針

地震等の際には山腹崩壊や地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、土石流から人命・財産を守るため、砂防堰堤等の整備を実施するとともに、警戒避難体制の整備に資する情報基盤整備の推進を図る。

3 計画の内容

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき砂防堰堤等の整備を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 地盤のゆるみによる有害な土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整して対策を実施する。
- (2) 土砂礫の流下や溪床の浸食を防止し、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工等を設置する。
- (3) 既存施設を適宜巡回・点検して適切な管理に努める。
- (4) 危険箇所の把握と二次的な土砂災害に関する予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

第2 治山施設防災計画

1 現況

府内森林面積342,243haのうち約106,340haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

なお、府内の林地保全に関する土砂災害警戒区域箇所等の箇所数は、表2.1.5に示すとおりである。

2 計画の方針

既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある危険区域については、治山事業の拡充と造林を推進する。

これらにより、荒廃した溪流の安定を図り、地震による山地災害を防止する。

3 計画の内容

治山事業実施方針に基づき崩壊地の復旧、山腹崩壊危険地の予防工事を行う。

- (1) 地震による崩壊及び崩壊の危険のある斜面に森林を復旧安定して育成させるため、山腹工事を行う。
- (2) 浸食の甚だしい溪流の浸食を防ぎ、山腹斜面を安定させるとともに、山腹崩壊による土石流を防止するために治山ダムを設置する。
- (3) なだれの危険のある箇所において、防止機能の高い森林を造成すると同時に補完する構造物を設置し、

なだれ発生防止を図る。

- (4) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、必要な対策を講じる。
- (5) 危険箇所の把握と2次的な山地災害に関する警戒避難体制の整備の指導を行う。

第3 山地災害危険地区の周知等

1 山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。

なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元で周知を行うとともに治山対策を検討する。

2 市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

3 地域住民への周知

人的被災を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり推進室及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。（<https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html>）

（令和6年3月現在）

山地災害危険地区の種類	箇所数	備 考
山腹崩壊	2,776箇所	※ 該当市町村を下記に示す。
地すべり	26箇所	
崩壊土砂流出	2,270箇所	
合計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

表2.1.5.1土砂災害警戒区域等一覧表

(令和5年4月1日現在)

市町村別 危険区域別		林 地 保 全				農地保全
		山 地 災 害 危 険 地 (国有林分)			なだれ危険地	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
京都林務	京都市	3 0 4 (34)	3 3 6 (39)			
	向日市	2				
	長岡京市	1 9	7			
	大山崎町	8	1			
	小計	3 3 3 (34)	3 4 4 (39)			
京 都 府 山 城 広域振興局	宇治市	4 4	5 0			
	城陽市		3			
	久御山町					
	八幡市	5				
	京田辺市	3	1			1
	井手町	1 (8)	3			
	宇治田原町	5 3	4 6	1		
	木津川市	8 9 (1)	2 1 (1)			
	笠置町	2 7	1 6			
	和束町	3 8	3 6			1
	精華町	5				
	南山城村	5 2	2 1			
	小計	3 1 7 (9)	1 9 7 (1)	1		2
	京 都 府 南 丹 広域振興局	亀岡市	1 1 1	1 6 4	1	
南丹市		2 5 2	2 0 9		9 1	
京丹波町		6 4 (2)	1 1 2 (4)	1		
小計		4 2 7 (2)	4 8 5 (4)	2	9 1	
京 都 府 中 丹 広域振興局	綾部市	2 5 5	1 9 1 (7)		3	
	福知山市	3 9 9	4 0 1	4	1 0	
	舞鶴市	3 5 3	2 1 9 (3)	7	8	
	小計	1 0 0 7	8 1 1 (10)	1 1	2 1	
京 都 府 丹 後 広域振興局	宮津市	1 1 9 (7)	1 1 0 (2)	4	4	
	与謝野町	7 8	8 5		1 8	
	伊根町	5 0 (1)	2 3	2	2 1	
	京丹後市	4 4 5 (2)	2 1 5 (3)	6	8 7	1
	小計	6 9 2 (10)	4 3 3 (5)	1 2	1 3 0	1
合計		2, 7 7 6 (55)	2, 2 7 0 (59)	2 6	2 4 2	3

表2. 1. 5. 2 土砂災害警戒区域等指定状況(R7.2.28)

市町村名 (土木事務所名)	最終見込み		指定数							
			計		土石流		急傾斜		地すべり	
	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別
京都市	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
京都土木 小計	2,405	2,045	2,405	2,045	930	616	1,475	1,429	0	0
西京区一部	120	95	120	95	38	23	80	72	2	0
向日市	14	10	14	10	1	1	13	9	0	0
長岡京市	57	44	57	44	19	11	38	33	0	0
大山崎町	31	26	31	26	8	5	23	21	0	0
乙訓土木 小計	222	175	222	175	66	40	154	135	2	0
宇治市	269	223	269	223	109	72	160	151	0	0
城陽市	18	15	18	15	4	1	14	14	0	0
八幡市	46	35	46	35	11	3	35	32	0	0
京田辺市	160	121	160	121	41	17	118	104	1	0
井手町	50	34	50	34	20	4	30	30	0	0
宇治田原町	194	157	193	157	94	59	98	98	1	0
久御山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山城北土木 小計	737	585	736	585	279	156	455	429	2	0
木津川市	355	294	353	292	75	29	275	263	3	0
笠置町	92	70	92	70	40	23	51	47	1	0
和束町	179	140	155	119	53	25	99	94	3	0
精華町	88	79	85	76	4	1	79	75	2	0
南山城村	164	140	164	140	60	38	104	102	0	0
山城南土木 小計	878	723	849	697	232	116	608	581	9	0
右京区一部	19	18	19	18	9	8	10	10	0	0
亀岡市	760	628	760	628	325	203	434	425	1	0
南丹市	1,772	1,540	1,752	1,522	691	476	1,060	1,046	1	0
京丹波町	1,379	1,194	1,379	1,194	565	396	812	798	2	0
南丹土木 小計	3,930	3,380	3,910	3,362	1,590	1,083	2,316	2,279	4	0
舞鶴市	2,216	1,828	2,209	1,822	985	614	1,218	1,208	6	0
綾部市	1,678	1,375	1,671	1,369	707	424	961	945	3	0
中丹東土木 小計	3,894	3,203	3,880	3,191	1,692	1,038	2,179	2,153	9	0
福知山市	2,384	2,061	2,384	2,061	946	648	1,430	1,413	8	0
中丹西土木 小計	2,384	2,061	2,384	2,061	946	648	1,430	1,413	8	0
宮津市	609	475	609	475	276	153	324	322	9	0
京丹後市	1,765	1,478	1,764	1,478	574	329	1,181	1,149	9	0
伊根町	136	111	136	111	37	20	91	91	8	0
与謝野町	485	410	485	410	257	183	228	227	0	0
丹後土木 小計	2,995	2,474	2,994	2,474	1,144	685	1,824	1,789	26	0
市町村にまたがる指定箇所	-18	-7	-18	-7	-11	-3	-7	-4	0	0
合計	17,427	14,639	17,362	14,583	6,868	4,379	10,434	10,204	60	0

第12節 地すべり・急傾斜地防災計画

第1 地すべり防災計画

1 現況

府内の地すべり防止区域の数は表2.1.6のとおりであり、国土交通省所管のものが22箇所、農林水産省所管のものが9箇所（林野庁6箇所、農村振興局3箇所）であって、合計31箇所である。

2 計画の方針

地すべりの発生原因は主として地下水によるものであるが、大地震の際に地面が激しく震動すると、そのために地すべりが発生することもある。

特に、湖沼や湿地等が多く存在しているところでは、過去の地すべりによって形成されたものと考えられる場合があり、今後も注意を要するところである。

このような状況を考慮して、地すべり防止区域の判定及び地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を広範囲に実施して、当該地すべりの特性に合致した対策工を施工する。

3 計画の内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難態勢の整備を行う。

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果にもとづいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- (3) 地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- (4) 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。
- (5) 土砂災害警戒区域の把握や予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

第2 急傾斜地防災計画

1 現況

傾斜度30°以上かつ、がけの高さ5m以上の急傾斜地で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,434箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある（表2.1.5.2参照）。このうち344箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照）

2 計画の方針

地震等の際には斜面崩壊や、地盤の緩みが生じて降雨により二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、がけ崩れ等の災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊防止対策を実施する。

3 計画の内容

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき急傾斜地崩壊防止対策工を推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質・被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。

- (2) 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。
- (3) 雨水排除・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。
- (4) 危険区域ごとに、豪雨・地震・予報・警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (5) 危険箇所の把握と、二次的な土砂災害に関して、予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備を行う。

表2. 1. 6 地すべり防止区域一覧表

令和7年4月1日現在

振興局	地すべり防止区域名	所 在 地	面積 (ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地	保安林
山城	小塩	京都市西京区大原野小塩	8.11	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S11.10	一部 S31.2
	山之上	木津川市加茂町大字北	6.47	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日	一部 S34.1	
	美浪	木津川市加茂町大字美浪	6.24	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S34.1	
	木元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17.37	農林水産省告示第447号	昭和38年 4月10日		
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	14.97	建設省告示第298号	昭和47年 3月 3日		
	園	相楽郡和束町園	11.82	農林水産省告示第358号	昭和55年 3月17日		
	切山	相楽郡笠置町大字切山	50.81	建設省告示第812号	昭和57年 3月26日	一部 H15.12	
	白栖	相楽郡和束町大字白栖	23.79	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日		
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5.5	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日		
	白栖(追加)	相楽郡和束町大字白栖	6.53	建設省告示第832号	昭和63年 3月18日		
	小塩(2)	京都市西京区大原野小塩	5.23	建設省告示第866号	平成元年 3月31日		
	山之上(追加)	木津川市加茂町大字北	1.71	建設省告示第929号	平成 3年 3月30日		
	天王黒岩	京田辺市天王黒岩	10.67	農林水産省告示第365号	平成 4年 3月16日		
	天王黒岩(追加)	京田辺市天王黒岩	1.33	農林水産省告示第1066号	平成10年 7月22日		
	小塩(3)	京都市西京区大原野南春日町	9.03	建設省告示第1595号	平成11年 8月16日	一部 S12.7	
	乾谷	相楽郡精華町大字乾谷	5.8	国土交通省告示第192号	令和 3年 3月17日		
			185.38				
南丹	土ヶ畑	亀岡市畑野町土ヶ畑澤の上	7.21	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日		○ S47.12
			7.21				
中丹	朝代	舞鶴市朝代	7.92	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日		一部 S53.10 一部 S60.10 一部 S50.11
	大山	舞鶴市大山	5.32	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S26.3	
	上林	綾部市八津合	17.38	建設省告示第387号	昭和37年 3月 1日	一部 S32.3	
	橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26	農林水産省告示第384号	昭和49年 5月10日	一部 S12.7	
	小谷	福知山市大江町蓼原	8.48	建設省告示第985号	昭和54年 5月17日	一部 S43.7	
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原	2.87	国土交通省告示第279号	平成13年 3月21日		
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原、小原田	90.04	国土交通省告示第705号	平成20年 6月 6日		
			195.27				
丹後	牧	宮津市大字日ヶ谷	5.92	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日		一部 S43.4 一部 S55.3 一部 S12.7 一部 S50.11 一部 S23.6 一部 H12.6 一部 S57.12
	藪田	宮津市大字日ヶ谷	14.69	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	一部 S55.3	
	本村	宮津市日ヶ谷	38.7	建設省告示第3545号 (建設省告示第830号)	昭和41年10月22日 (平成 2年 3月31日)	一部 S12.7	
	寺領	与謝郡伊根町大字寺領	9.04	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日		
	間人	京丹後市丹後町大字間人	15.94	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日		
	舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54.26	農林水産省告示第940号	昭和47年 6月13日		
	長江	宮津市長江	7.9	建設省告示第1041号	昭和51年 7月 6日		
	菅野	与謝郡伊根町大字菅野	25	建設省告示第850号	昭和57年 3月26日	一部 S23.6	
	落山	宮津市大字日ヶ谷	15.7	建設省告示第824号	昭和62年 3月27日		
	俵野	京丹後市網野町俵野	23.06	農林水産省告示第1419号	平成 5年12月 6日		
	田原	宮津市字田原	44.22	農林水産省告示第1500号	平成 5年12月15日		
	間人(追加)	京丹後市丹後町大字間人	10.04	国土交通省告示303号	平成19年 3月13日		
	田坪	与謝郡伊根町字野村	8.76	農林水産省告示第1080号	平成20年 7月 7日		
	河来見	与謝郡伊根町大字野村	19.01	建設省告示第299号	平成 9年 2月28日		
			292.24				
	合 計	31箇所	680.10			12箇所	9箇所

表2. 1. 7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表

令和7年3月1日 現在

事務所	市町村名	危険区域名	所在地	指定年	追加 指定年	面積(ha)	告示年月日	告示番号	告示区域名	備考
京都府	京都市	1 丸山	左京区北白川	S54	H14	3.02	昭54.09.11	第592号		
		2 22ノ山	北区上賀茂	H16		0.92	平14.03.29	第1488号		
		3 八木	左京区久多	S62		1.26	昭58.09.30	第642号		
		4 南山	南山	S62		0.49	昭53.06.20	第381号		
		5 上ノ御所	上ノ御所	S57		0.53	昭57.11.05	第809号		
		6 徳間	徳間	S57		0.25	昭57.11.05	第809号		
		7 山崎山	山崎山	S58		2.37	昭58.09.30	第642号		
		8 藤山	藤山	S61		1.97	昭61.03.29	第106号		
		9 若ノ辻	細野	S63		2.79	昭63.03.30	第201号		
		10 中蔵	中蔵	S63		0.90	昭63.03.30	第201号		
		11 山	山	H01		3.88	平01.03.31	第250号		
		12 北谷	下京区	H11		3.54	昭55.03.19	第141号		
		13 松雲Ⅰ	西京区松雲山麓町	S62		0.85	昭62.03.28	第200号		
		14 松雲Ⅱ	西京区松雲山麓町	S62		1.81	昭62.07.21	第420号		
		小計 箇所 面積								
		15 23.21								
		計 箇所 面積				23.21				
		15								
		14 香掛	西京区大枝香掛	H14		1.12	平14.03.29	第195号		
		小計 箇所 面積				0.53	平17.03.18	第161号		
		1 1.65								
		15 南山	南山	S62		0.37	昭62.03.28	第200号		
		16 南山Ⅱ	南山Ⅱ	H19		1.57	平19.02.06	第64号		
		小計 箇所 面積								
		2 2.00								
		長岡京市								
		小計 箇所 面積				0				
		0 0.00								
		大山崎町	334 足稲田 大山崎	R2		1.28	令02.11.20	第607号		
		小計 箇所 面積				1				
		1 1.28								
		計 箇所 面積				4				
山城南	宇治市	17 下屋	宇治	H10		4.93				
		18 西谷	西谷	S58		1.20	昭58.09.30	第642号		
		小計 箇所 面積				2				
		2 2.37								
		八幡市	18 界山 城ノ内	S56		0.55	昭56.03.17	第185号		
		19 北谷不働	八幡	H08		0.19	昭58.03.19	第188号		
		小計 箇所 面積				2				
		0 0.74								
		城陽市								
		小計 箇所 面積				0				
		0 0.00								
		京田辺市	20 松井 松井	S46		0.29	昭46.04.06	第186号		
		21 天王	天王	S54		1.78	昭54.11.27	第772号		
				S57		1.07	昭57.11.05	第809号	天王(2)	
				S58		2.26	昭58.09.30	第642号	天王(3)	
				S60		0.06	昭60.01.18	第25号	天王(4)	
				H04		0.13	平04.03.31	第248号	天王(5)	
				H04		0.10	平04.03.31	第248号	天王(6)	
				H18		0.03	平18.07.21	第445号	天王(7)	
		22 嘉船	嘉船	S56		0.67	昭56.03.17	第185号		
		23 岡村	大谷	S58		0.29	昭58.04.03	第226号		
		小計 箇所 面積				4				
		6.68								
		久御山町								
		小計 箇所 面積				0				
		0 0.00								
		井手町	24 清水 清水	H17		0.43	平17.03.18	第161号		
		25 北山	北山	H17		0.34	平17.12.09	第646号		
		小計 箇所 面積				2				
		0 0.77								
		宇治田原町	26 老中 老中	S58		0.09	昭58.04.22	第310号		
			27 西谷 湯屋谷	S62		0.45	昭62.03.28	第200号		
			28 塩谷 湯屋谷	S63		0.06	平18.02.03	第57号		
				H01		4.54	昭63.03.30	第201号	塩谷Ⅱ	H05.11.05 第657号 解除
				H05			平01.03.31	第205号		H05.11.05 第657号 解除
				H13		4.59	平05.11.05	第656号		
			29 石鼓 湯屋谷	H02		3.74	平02.03.31	第254号		
				H14		1.73	平14.03.05	第114号		
				H16			平16.03.26	第205号		
			30 芝川 芝川	H03		0.97	昭53.03.29	第30号		
			31 北谷 湯屋谷	H02		2.97	昭52.03.27	第242号		
			32 北谷 湯屋谷	H04		1.05	昭54.08.27	第245号		
			33 西谷Ⅱ 湯屋谷	H18		1.56	平18.02.03	第57号		
		小計 箇所 面積				8				
		20.20								
		計 箇所 面積				18				
山城南	木津川市	34 山口	山口	H06		1.04	平06.03.25	第236号		
		35 神蔵子	神蔵子	H21		0.07	平21.10.09	第514号		
		36 蔵貫山	蔵貫山	S48		4.30	昭48.03.30	第154号		
		37 蔵貫山	蔵貫山	S58		1.02	昭58.07.21	第529号		
		38 蔵貫山Ⅰ	蔵貫山Ⅰ	S61		0.25	昭61.03.29	第106号		
		39 蔵貫山Ⅱ	蔵貫山Ⅱ	S61		0.25	昭61.03.29	第106号		
		40 大野	大野	H21		4.25	平21.10.09	第514号		
		41 大野	大野	H21		0.04	令5.1.27	第324号		
		小計 箇所 面積				8				
		11.97								
		笠置町	42 南笠置 笠置	S45		1.40	昭45.04.21	第228号		
			43 北笠置 笠置	S58		0.19	昭58.04.22	第310号		
			44 下市 有市	S54		1.60	昭48.03.30	第154号		
			45 有市 有市	S48		1.30	昭53.03.29	第342号		
			46 中村 笠置	H13		1.59	昭48.03.30	第154号		
			47 笠置 笠置	S64		4.33	昭54.08.26	第249号		
			48 笠置 笠置	S66		1.40	昭56.03.17	第185号		
			49 笠置 笠置	S63		1.20	昭63.03.30	第201号		
			50 笠置 笠置	S68		1.01	昭63.03.30	第201号		
		小計 箇所 面積				0				
		13.13								
		和束町	49 東堀内 別所	S46		0.52	昭46.04.06	第186号		
			50 堀内 別所	S48		0.66	昭48.03.30	第154号		
			51 別所 別所	S67		0.36	昭67.03.12	第164号		
			52 別所 別所	S61		1.62	昭61.03.29	第106号		
			53 小杉 小杉	H01		0.93	平01.03.31	第250号		
			54 小杉 小杉	H05		0.28	平05.03.19	第194号		
		小計 箇所 面積				7				
		7.82								
		精華町	56 乾谷 乾谷	S48		0.50	昭48.03.30	第154号		
			57 花柳 花柳	S54		0.28	昭54.11.27	第772号		

	(旧網野町)	253 養子山	網野	S56	H58	1.11	昭55.07.31	昭57.09	養子山(2)	
	(旧網野町)				H63	0.76	昭58.09.30	昭64.2号	養子山(3)	
	(旧網野町)	254 下和田	下和田	S57		0.21	昭63.03.30	昭61号		
	(旧網野町)	255 藤山	藤山	S57		1.16	昭57.03.12	昭164号		
	(旧網野町)	256 太田	太田	S57		0.13	昭57.11.05	昭509号		
	(旧網野町)	257 小松	小松	S58		1.26	昭58.09.30	昭54号		
	(旧網野町)	258 小松	小松	S59		1.26	昭59.01.18	昭54号		
	(旧網野町)	259 小松	小松	S60		1.26	昭60.03.31	昭54号		
	(旧網野町)	258 塩江	高部	S62		1.43	昭62.03.28	昭200号		
	(旧網野町)				H01	1.82	平01.03.31	昭250号		
	(旧網野町)	260 三津	三津	S62		1.03	昭62.03.28	昭200号		
	(旧網野町)	260 三津南	三津	H02		0.63	平02.03.31	昭254号		
	(旧網野町)	261 三津北	三津	H08		0.07	平08.03.15	昭188号		
	(旧網野町)	262 加茂川	大津	H03		1.04	昭62.03.28	昭200号		
	(旧網野町)	263 三津東	三津	H07		1.38	平03.03.29	昭230号		
	(旧網野町)	263 三津東	三津	H07		0.35	平07.03.24	昭215号		
	(旧網野町)	264 越前川	茂茂川	H08		0.52	平08.03.15	昭188号		
	(旧網野町)	265 三津南Ⅱ	三津	H08		0.40	平08.03.31	昭218号		
	(旧網野町)	266 新庄	新庄	H10		0.29	平10.03.31	昭218号		
	(旧網野町)	267 新庄	新庄	H14		2.93	平14.03.29	昭195号		
	(旧網野町)	268 新庄Ⅱ	新庄	H15		0.91	平15.02.14	昭87号		
	(旧網野町)	269 中浜	中浜	S45		4.27	平20.11.14	昭499号		
	(旧丹後町)	270 中浜	中浜	S45	S62	0.68	昭45.12.08	昭663号		
	(旧丹後町)	270 間入	間入	S48		1.59	昭62.03.28	昭200号		
	(旧丹後町)	271 平	平	S56		0.30	昭48.03.30	昭154号		
	(旧丹後町)	271 平	平	S56		8.34	昭56.07.31	昭579号		
	(旧丹後町)				H16	0.91	昭56.12.28	昭930号		
	(旧丹後町)	272 間入	間入	H16		1.39	平16.03.26	昭205号		
	(旧丹後町)	273 間入Ⅱ	間入	H16		1.39	平16.03.26	昭205号		
	(旧丹後町)	274 間入Ⅲ	間入	S62		1.56	昭62.03.28	昭200号		
	(旧丹後町)	275 大田	大田	H04		0.25	平02.03.31	昭254号		
	(旧丹後町)	276 中浜Ⅱ	中浜	H06		1.30	平04.03.31	昭248号		
	(旧丹後町)	277 中浜	中浜	H06		0.25	平06.03.25	昭236号		
	(旧丹後町)	278 中浜	中浜	H07		4.29	平07.03.24	昭215号		
	(旧丹後町)	279 中浜	中浜	H11		1.26	平11.03.31	昭248号		
	(旧丹後町)	280 間入小田	間入	H12		0.05	平12.08.25	昭523号		
	(旧丹後町)	281 間入谷	間入	H22		1.42	平22.12.03	昭578号		
	(旧丹後町)	282 間入谷	間入	H22		0.39	平22.12.03	昭578号		
	(旧丹後町)	283 間入谷	間入	H22		0.39	平22.12.03	昭578号		
	(旧丹後町)	284 間入谷	間入	H22		1.03	平22.12.03	昭578号		
	(旧丹後町)	285 外村	外村	H07		3.46	平07.03.24	昭215号		
	(旧丹後町)				H10	0.44	平10.03.31	昭218号		
	(旧丹後町)	286 間入	間入	H14		0.71	平14.03.29	昭195号		
	(旧丹後町)	287 間入Ⅱ	間入	H14		0.96	平14.03.29	昭195号		
	(旧丹後町)	288 間入Ⅲ	間入	H11		1.71	平07.04.29	昭266号		
	(旧丹後町)	289 間入Ⅳ	間入	H11		0.20	平11.12.03	昭705号		
	(旧丹後町)	290 河梨Ⅰ	河梨	H12		0.20	平12.08.25	昭523号		
	(旧丹後町)	290 河梨Ⅱ	河梨	H12		2.69	平12.08.25	昭523号		
	(旧丹後町)				H21		平21.01.13	昭15号		
	小計 箇所 面積	46 71.87								
	伊根町	291 龜島	平田	S46		1.90	昭46.04.06	昭186号		
		292 浦入	浦入	S46		0.47	昭46.04.06	昭186号		
					S51	1.84	昭51.08.03	昭438号		
		293 西平田	平田	S62		0.18	昭62.03.28	昭200号		
		294 東平田	平田	S48		6.00	昭48.03.30	昭154号		
		295 日出	日出	S57		0.20	昭57.03.12	昭164号		
					S58	0.62	昭58.09.30	昭642号		
		296 本庄	本庄	S62		0.91	昭62.03.28	昭200号		
		297 本庄	本庄	S62		0.88	昭62.03.28	昭200号		
		298 本庄	本庄	S62		1.13	昭62.03.28	昭200号		
		299 本庄Ⅱ	本庄Ⅱ	S62		0.56	昭62.03.28	昭200号		
		300 本庄	本庄	H01		0.25	平01.03.31	昭250号		
		301 本庄	本庄	H01		2.12	平01.03.31	昭250号		
		302 本庄上	本庄上	H01		0.68	平01.03.31	昭250号		
		303 本庄上	本庄上	H02		1.36	平02.03.31	昭250号		
		304 本庄上	本庄上	H05		1.41	平05.05.18	昭345号		
		305 小治	小治	H07		1.41	平07.03.24	昭215号		
		306 本庄平治	本庄平治	H13		2.05	平13.03.30	昭200号		
		307 本庄平治Ⅱ	本庄平治Ⅱ	H14		0.76	平14.03.29	昭195号		
		308 本庄平治Ⅲ	本庄平治Ⅲ	H21		1.37	平21.01.13	昭15号		
		309 本庄平治Ⅳ	本庄平治Ⅳ	H26		2.09	平26.02.21	昭66号		
		310 本庄上	本庄上	H26		1.64	平02.12.25	昭702号		
		311 小坪	小坪	R3		0.53	令03.09.14	昭507号		
		312 小坪	小坪	R4		0.17	令04.05.20	昭324号		
	小計 箇所 面積	21 30.36								
	与野町	310 鼻所	鼻所	S45	S47	0.34	昭45.04.21	昭228号	○	
					S57	0.25	昭47.01.25	昭29号	○	
	(旧加悦町)	311 鼻所Ⅱ	鼻所Ⅱ	S60		0.29	昭57.03.12	昭164号		
	(旧加悦町)	312 大野山	加悦	H01		1.36	平01.03.31	昭250号		
	(旧加悦町)	313 鼻所	鼻所	H09		0.05	平09.05.12	昭286号		
	(旧岩滝町)	314 鼻所	鼻所	S48		0.70	昭48.03.30	昭154号		
	(旧岩滝町)	315 大内	大内	S62		1.47	昭62.03.28	昭200号		
	(旧岩滝町)				H10	0.76	平08.01.23	昭33号		
	(旧岩滝町)	316 石川	石川	H20		1.12	平10.03.31	昭218号		
	(旧野田川町)	317 石川	石川	S47		1.10	昭47.01.25	昭29号		
	(旧野田川町)	318 石川Ⅱ	石川Ⅱ	S56		4.47	昭56.07.31	昭579号		
	(旧野田川町)	319 石川Ⅲ	石川Ⅲ	S56		0.45	昭56.11.03	昭589号		
	(旧野田川町)	320 石川Ⅳ	石川Ⅳ	S56		0.21	昭56.04.03	昭286号		
	(旧野田川町)	321 土境	土境	H09		0.90	平09.02.07	昭63号		
	小計 箇所 面積	13 16.14								
計	箇所	99				127.99				
合計	箇所	344				434.35				

第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等

第1 地震発生後の土砂災害警戒情報等

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムについては、一般計画編第2編第5章第6節のとおり運用しているが、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

2 大雨警報・大雨注意報

大地震が発生した場合は、地盤が脆弱となり、雨による土砂災害の可能性が通常より高くなっていると考えられることから、気象庁から発表される大雨警報・大雨注意報についても、発表基準が暫定的に通常よりも引き下げられて運用される。

なお、暫定基準及びその適用については、土砂災害警戒情報の暫定基準と整合が図られる。

第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

(1) 国土交通省が実施するもの

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 京都府が実施するもの

ア 地すべり（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第14節 ダム等防災計画

第1 現況

府内の主要なダムは、大野ダム（由良川）、天ヶ瀬ダム（淀川）、高山ダム（名張川）、和知ダム（由良川）、喜撰山ダム（寒谷川）、日吉ダム（桂川）、及び畑川ダム（由良川）であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。

建設に際しては河川管理施設等構造令によるダム設計基準に基づき耐震設計がなされているが、設計条件を上回る地震時に堤体や付属施設等に不測の事態が生じた場合は、ダムの下流域に甚大な被害を及ぼすことも考えられる。なお、ダム放流に関する通報連絡系統は図2.1.2のとおりである。

また、農業用ため池は府内に、約1,500箇所あり、耕地面積の約4割にあたる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

一方、農業用ため池は、地域の防火用水や生活用水などにも利用されており、地震時などにはこうした機能をより積極的に活用する必要がある。

第2 計画の方針

ダム及びため池には常時貯水が行われている場合があるので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

さらに、ダム、堰堤、取排水、放流設備、電気設備等を点検して、改築、改良、修理、補強等を実施する。

また、災害の未然防止を図るため、広域振興局及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）は、改修を要するため池については、関係市町村及びため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施を指導する。

第3 計画の内容

1 ダム及び関連設備等

(1) 保守管理の徹底

ダム設計に関連する諸資料（設計基準、設計図、設計計算書、地質、水文、気象、管理点検要領等）を整備し、平常時の維持管理を徹底する。

(2) 危険度判定と対策工事の施工

老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施する。

(3) 情報伝達体制等の整備

気象に関する予警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止する。

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、府内全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化する。また、関係市町村及びため池管理者に対して、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努め、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ICT）の付加を検討する。

(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

市町村及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。

なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知：一部改正令和5年3月31日農村振興局整備部防災課）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。

(3) 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

表2.1.8(1) ダム諸元一覧

名称		大野ダム	天ヶ瀬ダム	高山ダム
概要				
管理者		京都府	国土交通省	水資源機構
目的		多目的	多目的	多目的
工期		自 昭和32年11月 至 昭和36年3月	自 昭和32年4月 至 昭和40年3月 (再開発) 自 平成元年4月 至 令和5年1月	自 昭和35年4月 至 昭和44年3月
型式		屈折型 重力式コンクリートダム	ドーム型 アーチ式コンクリートダム	アーチ重力式 コンクリートダム
工費		3,010,000千円	6,660,000千円	11,560,000千円
水位	最高	T.P 175.00m	O.P 78.50m	135.00m
	最低	T.P 155.00m	O.P 58.00m	104.00m
貯水池	全容量	28,550,000m ³	26,280,000m ³	56,800,000m ³
	有効容量	21,320,000m ³	20,000,000m ³	49,200,000m ³
堰堤	ダムの高さ	61.4m	73.0m	67.0m
	ダムの長さ	305.0m	254.0m	208.7m
	水門	クレストテンターゲート 3門	クレストゲート4門	ローラーゲート 6門
	放水菅	高圧ラジアルゲート3門	高圧ローラーゲート3門 (再開発) 高圧ラジアルゲート2門	高圧ラジアルゲート4門
計画高水量		2,400m ³ /s	2,080m ³ /s	3,400m ³ /s
調整後流量		1,400m ³ /s	1,140m ³ /s 2次調整 250m ³ /s	1,800m ³ /s
取水口門扉(発電)		ローラーゲート 1門	ローラーゲート 2門	ホロージェットバルブ
発電所	最大使用水量	25.00m ³ /s	186.14m ³ /s	14.00m ³ /s
	最大出力	11,000kW	92,000kW	6,000kW
年間発生電力量		48,881MWh	376,924MWh	30,471MWh
ダムの位置		南丹市美山町檜原	宇治市槇島町	相楽郡南山城村高尾

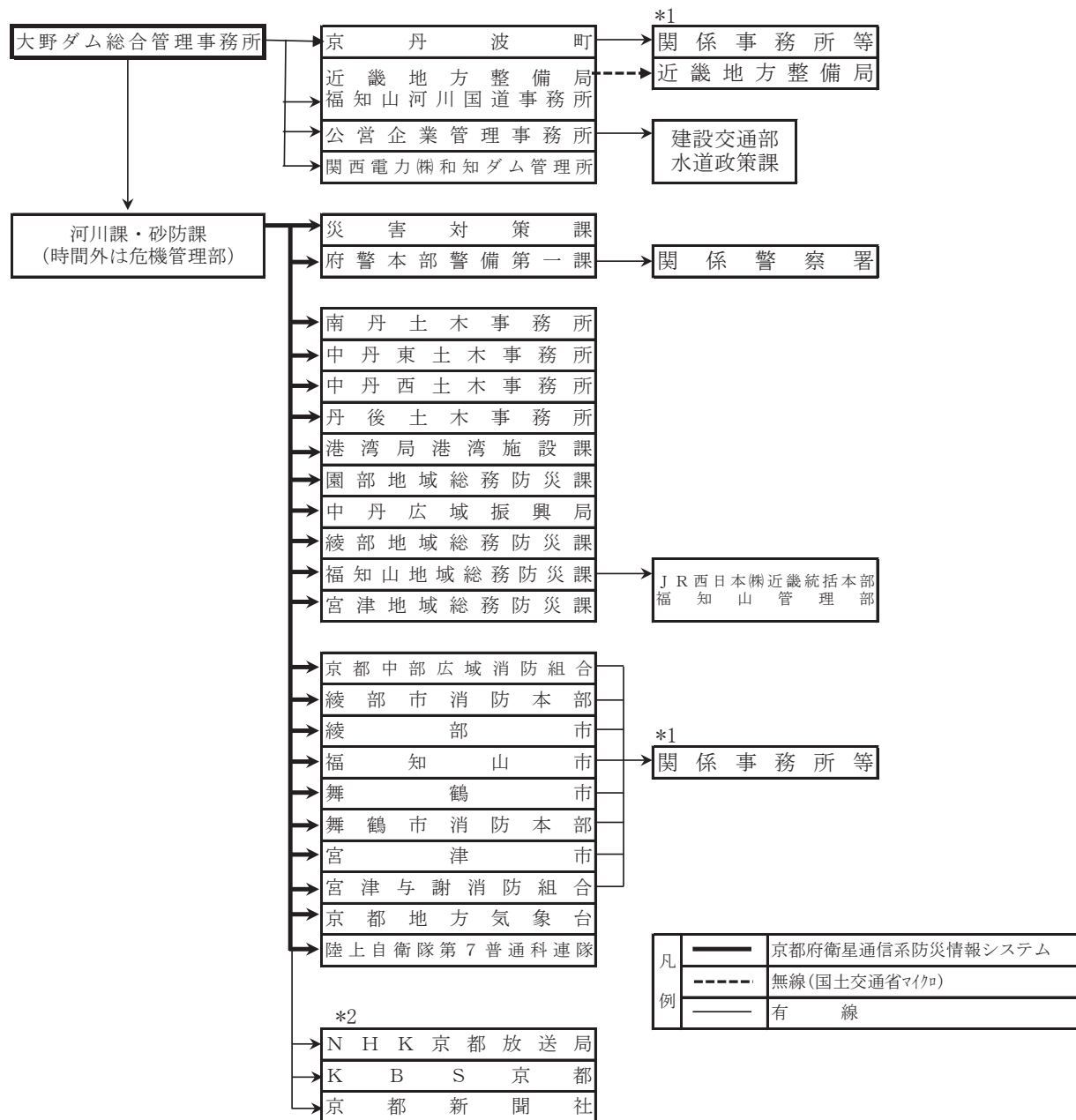
表2.1.8(2) ダム諸元一覧

名称		和知ダム	喜撰山ダム	布目ダム
概要				
管理者		関西電力	関西電力	水資源機構
目的		発電	発電	多目的
工期		自 昭和41年2月 至 昭和43年12月	自 昭和42年3月 至 昭和44年12月	自 昭和61年5月 至 平成4年3月
型式		重力式コンクリートダム	中央土質しゃ水壁型ロックフィルダム	重力式コンクリートダム
工費		3,010,000千円	17,900,000千円	60,150,000千円
水位	最高	120.50m	296.00m	287.30m
	最低	118.00m	270.00m	256.00m
貯水池	貯水池	5,119,200m ³	7,227,000m ³	17,300,000m ³
	有効容量	1,286,200m ³	5,326,000m ³	15,400,000m ³
堰堤	ダムの高さ	25.2m	91.0m	72.0m
	ダムの長さ	141.0m	255.0m	322.0m
	水門	ラジアルゲート 4門	スライドゲート 1門	自由越流堤 11門
	放水菅	铸铁製スライドゲート1門		高圧ラジアルゲート1門
計画高水量		2,640m ³ /s	463,800m ³ /s	460m ³ /s
調整後流量				150m ³ /s
取水口門扉（発電）		鋼製ローラーゲート1門	取水口2（門扉なし）	ローラーゲート 1門
発電所	最大使用水量	35.00m ³ /s	（発電）（揚水） 248.0m ³ /s（220.0m ³ /s）	2.2m ³ /s
	最大出力	5,700kW	466,000kW（490,000kW）	990kW
年間発生電力量		4,560MWh	284,210MWh	
ダムの位置		京丹波町市場朱柳	宇治市池尾	奈良市北野山地先

表2.1.8(3) ダム諸元一覧

名称 概要		日吉ダム	畑川ダム
管理者		水資源機構	京都府
目的		多目的	多目的
工期		自 昭和57年4月 至 平成10年3月	自 平成4年4月 至 平成25年3月
型式		重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
工費		183,120,000千円	7,700,000千円
水位	最高	201.00m	165.00m
	最低	164.40m	153.50m
貯水池	全容量	66,000,000m ³	1,960,000m ³
	有効容量	58,000,000m ³	1,530,000m ³
堰堤	ダムの高さ	67.4m	34.0m
	ダムの長さ	438.0m	87.75m
	水門	クレストラジアルゲート 4門	クレスト自由越流 4門
	放水管	高圧ラジアルゲート2門	オリフィス自然調節 1門
計画高水量		1,510m ³ /s	200m ³ /s
調整後流量		150m ³ /s	110m ³ /s
取水口門扉（発電）		円形多段式ゲート 1門	—
発電所	最大使用水量	3.0m ³ /s	—
	最大出力	850kW	—
年間発生電力量			—
ダムの位置		南丹市日吉町中	船井郡京丹波町下山

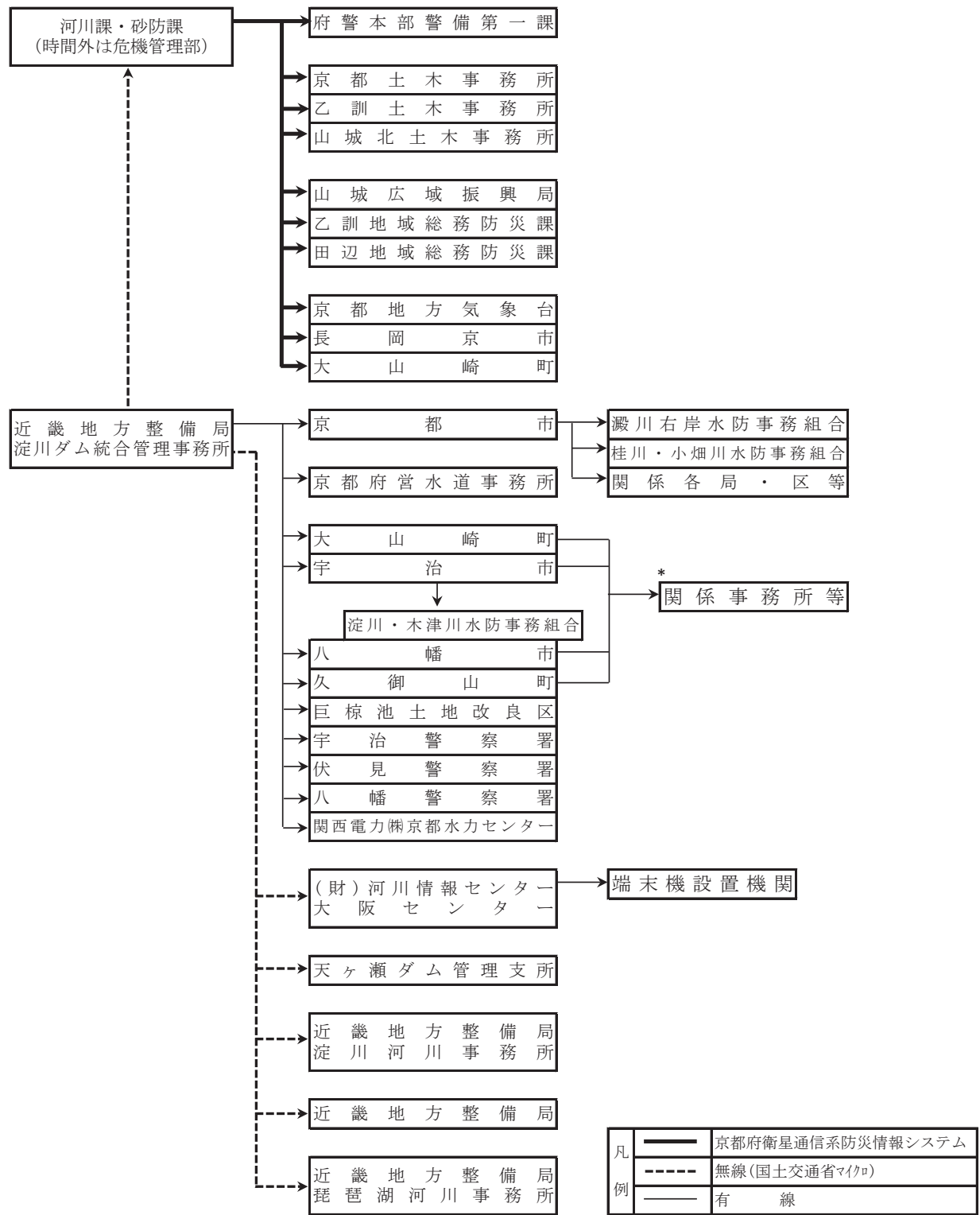
図2.1.2(1) 「大野ダム」放流通報の連絡系統



*1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

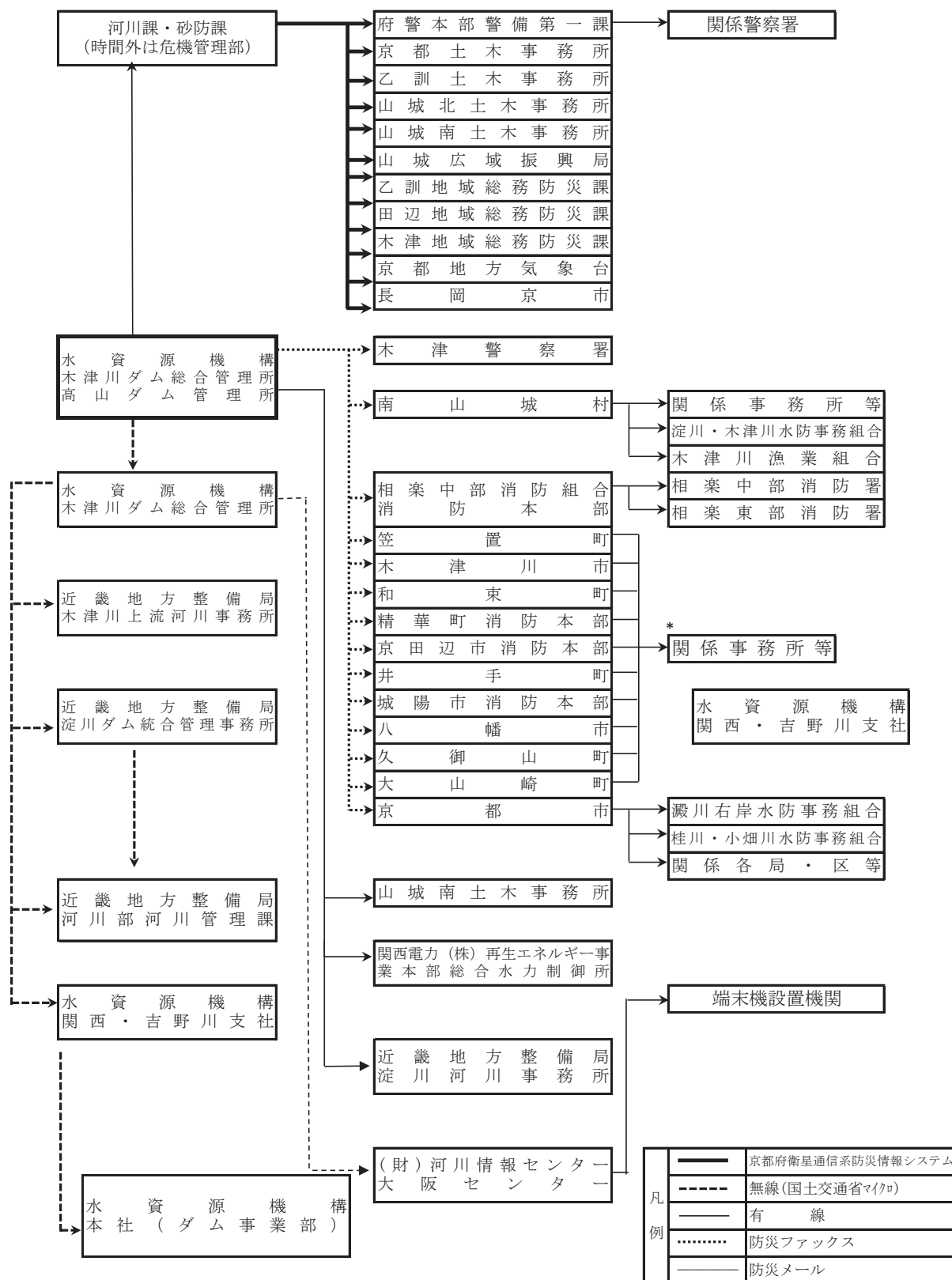
*2「大野ダム異常洪水時防災操作（緊急放流）通知」（⑮-2～5）のみ。

図2.1.2(2) 「天ヶ瀬ダム」放流通報の連絡系統



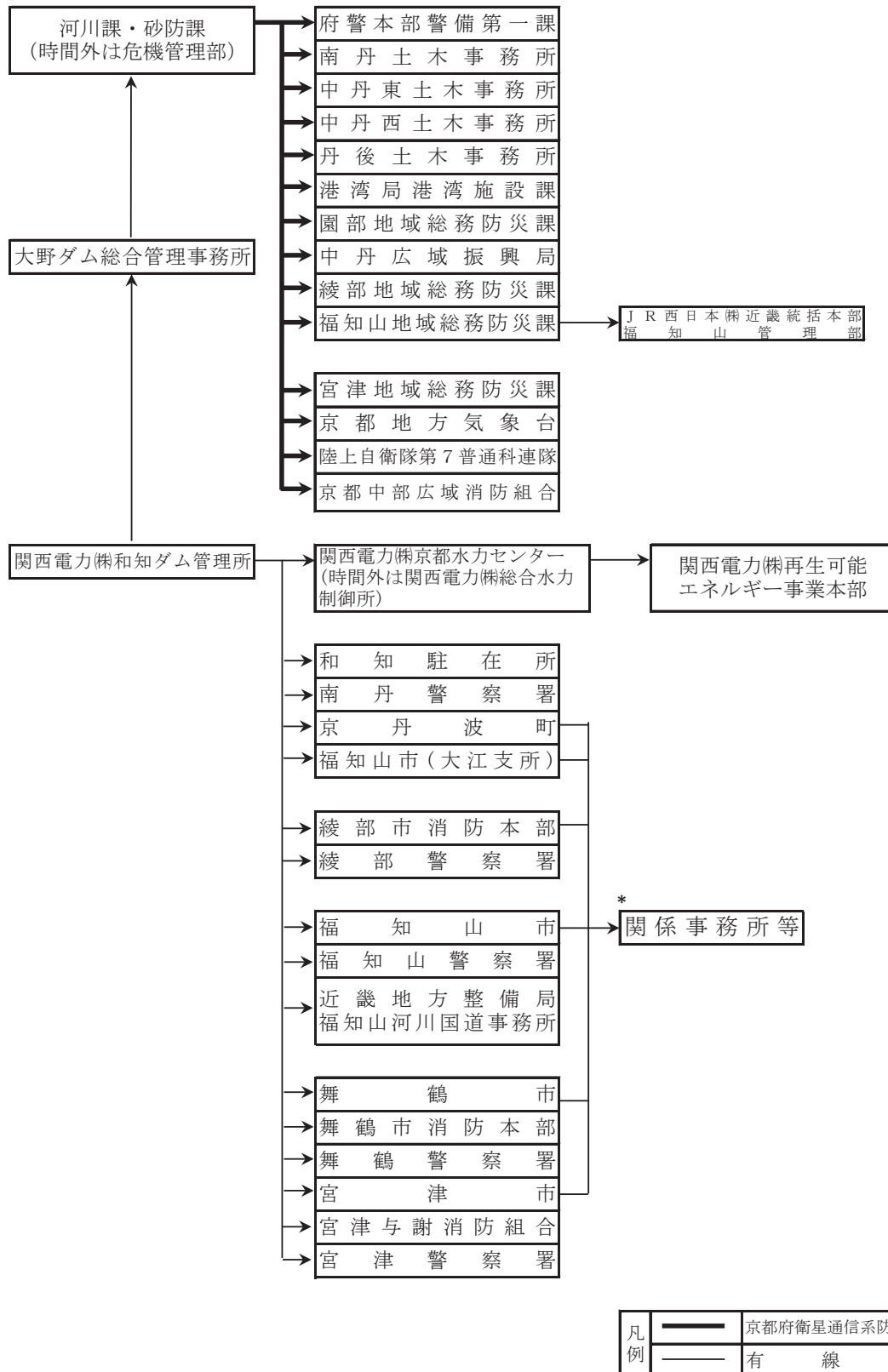
＊「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(3) 「高山ダム」放流通報の連絡系統



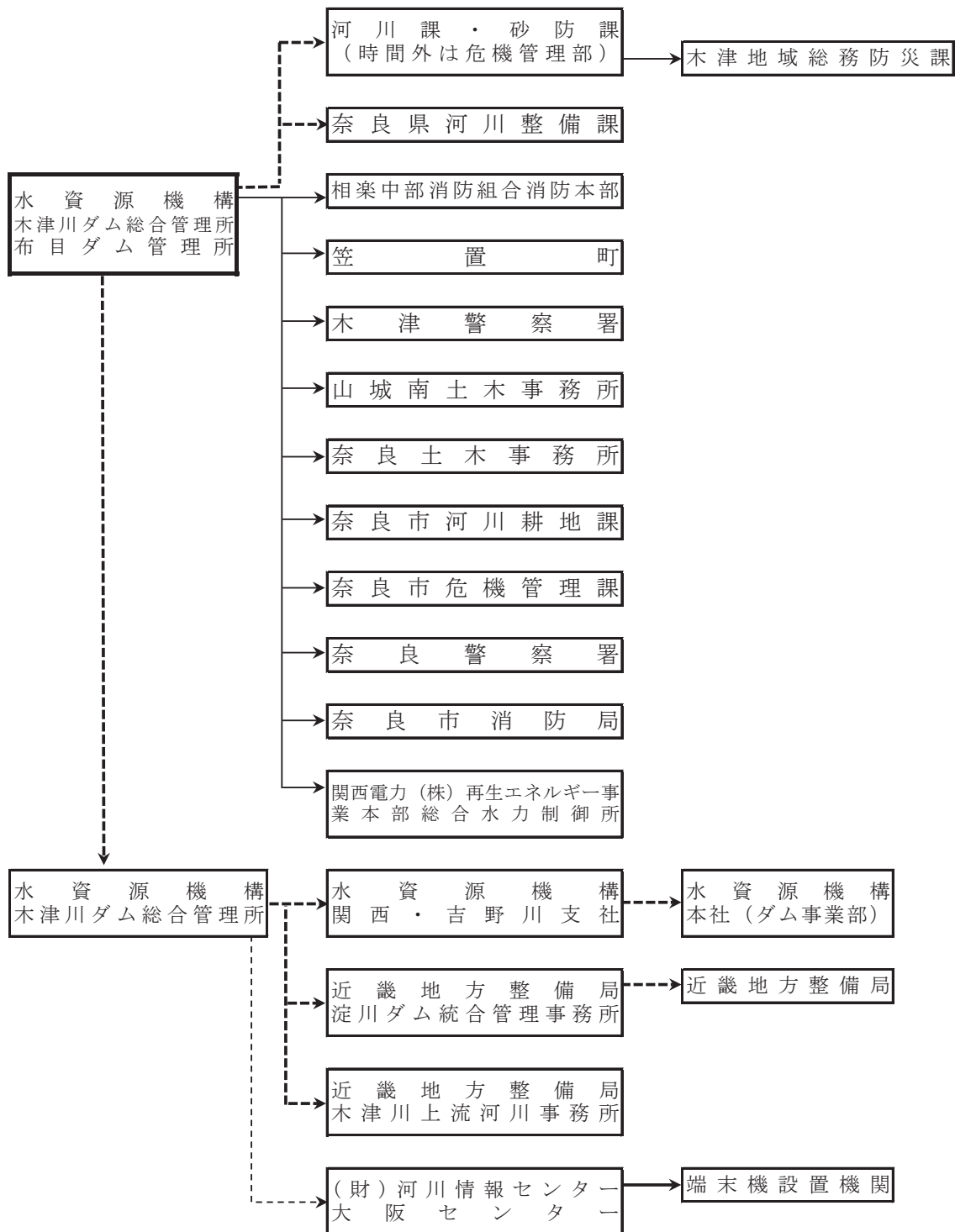
*「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(4) 「和知ダム」放流通報の連絡系統



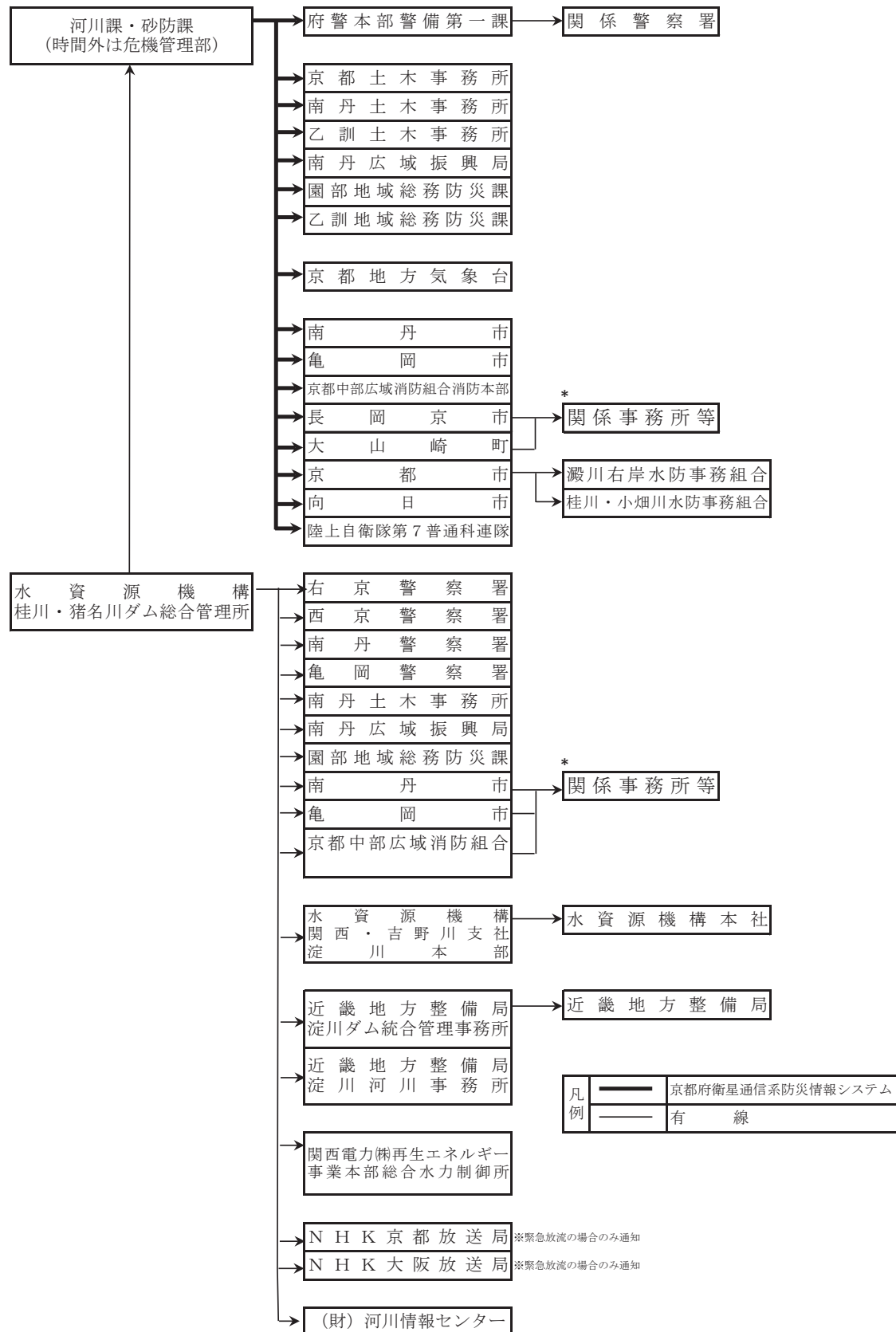
*「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(5) 「布目ダム」放流通報の連絡系統



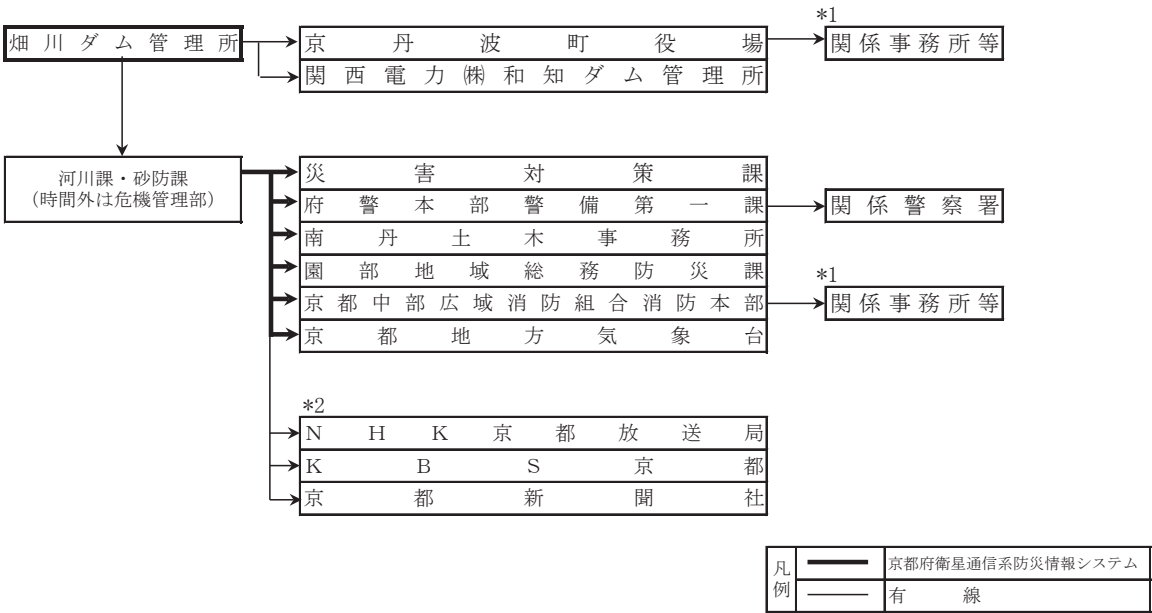
凡例	-----	無線(国土交通省マイクロ)
	———	有線
	-----	防災メール

図2.1.2(6) 「日吉ダム」放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

図2.1.2(6)「畑川ダム」放流通報の連絡系統



*1「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

*2「畑川ダム放流連絡受信用紙」（⑩-4～7）のみ。

第 1 5 節 危険物等施設防災計画

第 1 現況

近年、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物等製造所等」という。）は、産業構造の急激な変化に伴って、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難を極めている。

現在、府では、危険物等による災害を未然に防止するため、関係法令に基づいて、危険物等製造所等の技術上の指導監督を行うとともに、安全指導、保安検査、立入検査、取締等を定期的実施している。

なお、高圧ガス及び火薬類の製造所等並びにその関係保安団体の機構等については図2. 1. 3～図2. 1. 5の通りである。

第 2 計画の方針

地震災害時ばかりでなく、その他の災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講ずる。

第 3 計画の内容

危険物等の保安に関する予防対策の具体的内容は、以下のとおりである。

1 危険物

- (1) 屋外タンク及び地下タンク設置における地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤の耐震性及び補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

2 火薬類及び高圧ガス

- (1) 保安管理体制の確立
- (2) 製造施設等の整備改善
- (3) 地震等によるガス漏洩防止措置
設備等の耐震性について自主的に補強を検討するよう指導する。
- (4) 高圧ガス防災訓練の実施
- (5) 地震火災に対する予防

3 毒物劇物

- (1) 流出、散逸及び飛散の防止装置の検討
- (2) 中和剤の確保と設備の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

4 原子力以外の放射性物質

- (1) 放射線障害事故防止装置の検討
- (2) 事故発生時における応急措置の検討
- (3) 設備等の耐震性と補強の検討

図2.1.3 高圧ガス施設

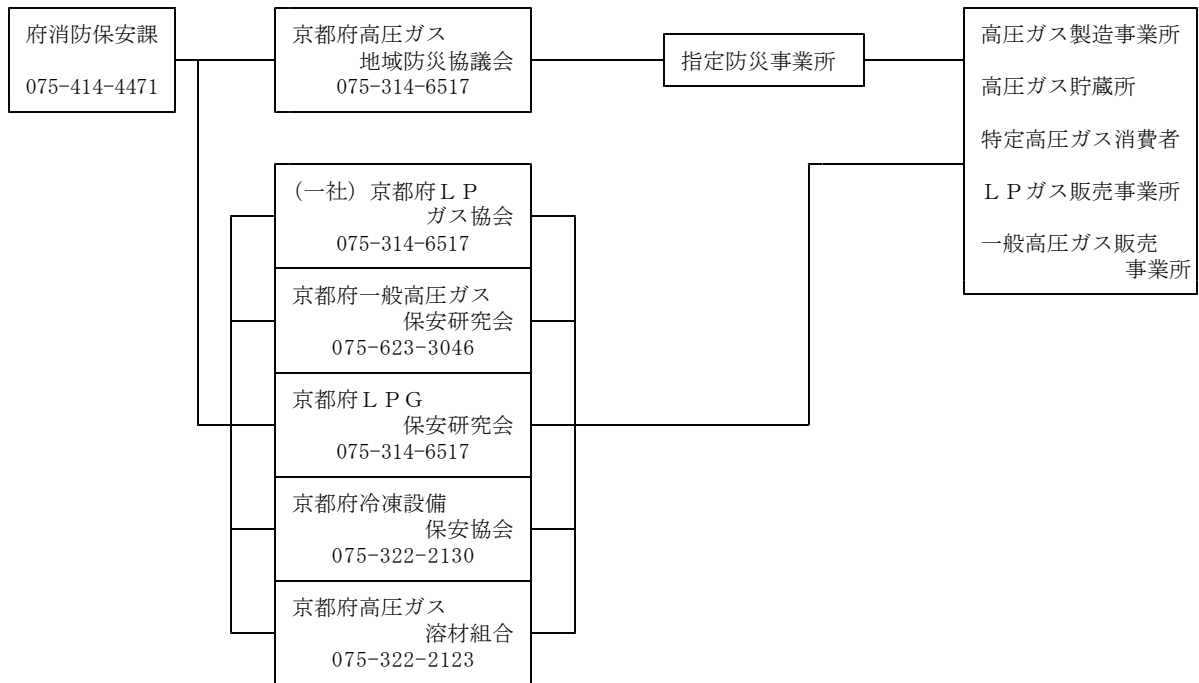


図2.1.4 火薬類施設

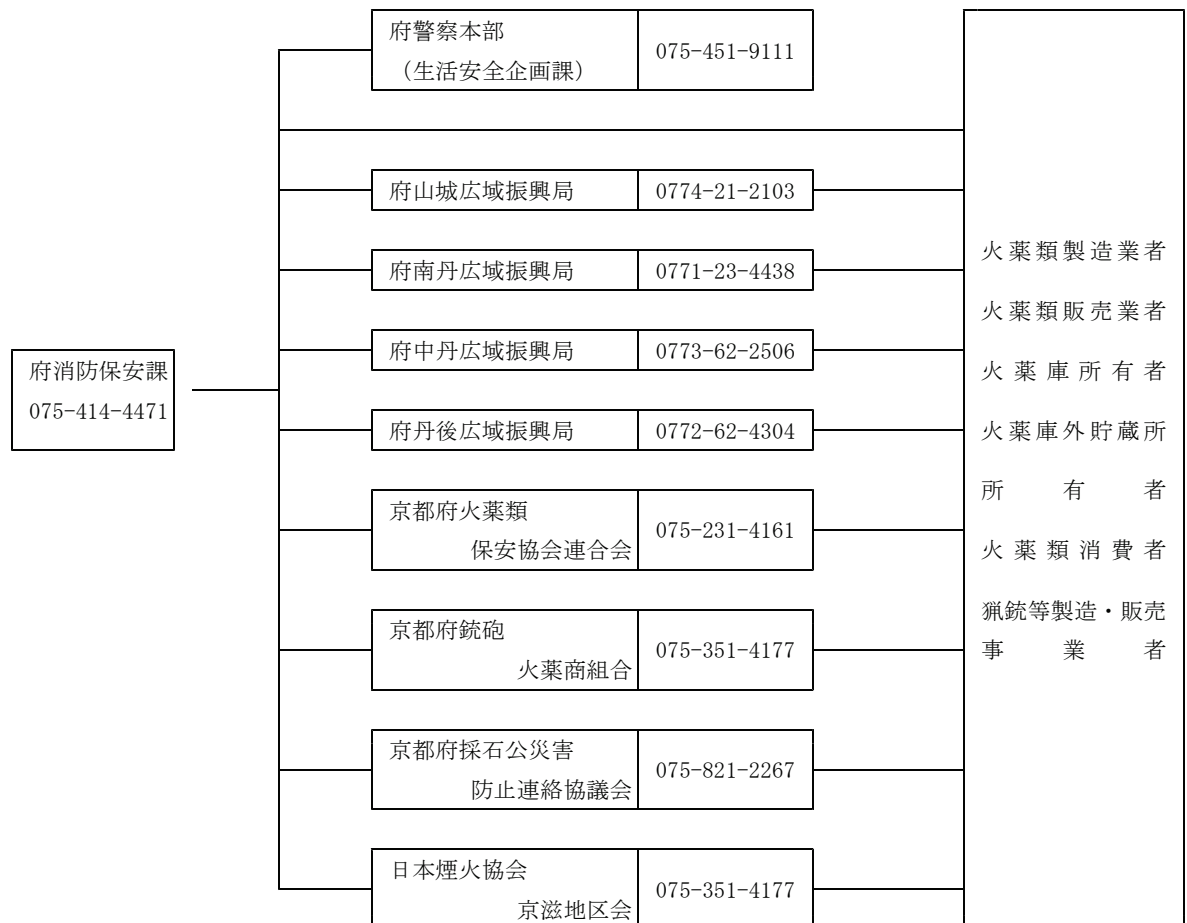


図2. 1. 5 危険物等関係保安団体

○ 高圧ガス関係

名 称	電 話
京都府高圧ガス地域防災協議会	075-314-6517
(一社) 京都府 L P ガス協会	075-314-6517
京都府一般高圧ガス保安研究会	0774-63-2777
京都府 L P G 保安研究会	075-314-6517
京都府冷凍設備保安協会	075-322-2130
京都府高圧ガス溶材組合	075-322-2123

○ 火薬類関係

名 称	電 話
京都府火薬類保安協会連合会	075-231-4161
京都建設業火薬類保安協会	075-231-4161
京都山城地区火薬類保安協会	075-231-7976
北桑田郡火薬類保安協会	0771-52-1255
亀岡市火薬類保安協会	0771-22-0076
船井郡火薬類保安協会	0771-62-0224
綾部市火薬類保安協会	0773-42-0714
福知山火薬類保安協会	0773-22-3467
舞鶴地区火薬類保安協会	0773-62-1296
与謝地方火薬類保安協会	0772-22-2337
京丹後火薬類保安協会	0772-62-0012
相楽郡火薬類保安協会	0774-72-4960
(一社) 京都府建設業協会	075-231-4161
京都土木協会	075-231-7976
京都府銃砲火薬商組合	075-351-4177
京都府採石公災害防止連絡協議会	075-821-2267
(公社) 日本煙火協会京滋地区会	075-351-4177

第 16 節 港湾等施設防災計画

第 1 現況

府の管理する港湾及び漁港は、下記の 6 港であり、このうち舞鶴港には、耐震岸壁 2 バースを整備している。

京都府の港湾

港 格	港 名	所 在	特 記 事 項
重 要	舞鶴港	舞鶴市	耐震岸壁 西港喜多ふ頭 (-7.5m L=130 m) 東港前島ふ頭 (-7.5m L=130 m)
地 方	宮津港	宮津市	
地 方	久美浜港	京丹後市久美浜町	
地 方	伏見港	京都市伏見区	緑地機能のみを有する

京都府の管理漁港

種 別	港 名	所 在	特 記 事 項
第 3 種	舞鶴漁港	舞鶴市下安久	
第 4 種	中浜漁港	京丹後市丹後町中浜	

第 2 計画の方針

港湾及び漁港は広い敷地を有しており、震災時には、様々な土地利用により防災拠点、支援拠点として活用できる。また、地震に対する安定性が高く大量輸送も可能な海上交通を活用し、緊急物資、人員等の輸送拠点としての役割も果たす。

このため地震の被害を最小限に止め、復興に貢献できる地震に強い港湾及び漁港施設整備を進める。
なお、市町管理漁港についても震災時に対応できるよう指導する。

第 3 計画の内容

港湾及び漁港機能を地震災害時でも十分発揮できるよう耐震対策を進める。

- (1) 耐震強化岸壁等の整備を進めるとともに、その他の岸壁においても重力式、栈橋式等の地震応答特性の異なる構造形式を採用することにより、危険分散を図る。
- (2) 荷役機械等の耐震強化、複数化を進める。
- (3) 緑地等の空間を緊急避難場所等の防災拠点として活用できるよう整備を進める。

第 4 船舶保安対策

1 港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

2 木材流出防止

地震が発生し、地震津波が生じる恐れがある場合は船艇を巡回させ、また、木材流出防止措置等の指導を行う。

第17節 農地農業用施設の防災計画

第1 現況

府内には、約30,800haの農地（水田24,000ha、畑6,800ha）が存在し、食料生産という役割だけでなく、洪水調節や土砂流出防止などの役割を果たしている。

また、農道、用排水路、頭首工、排水機場、揚水機などの農業用施設は、そうした役割を果たすために必要な施設として府内各地に数多く存在し、農家や農業団体などが日常的に管理している。これら農地や農業用施設は、豪雨や地震などの災害により、被災する場合があります、防災工事や災害復旧工事を行っている。

第2 計画の方針

地震時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保として活用することを検討する。

第3 計画の内容

1 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

3 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成28年度に策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。

- (1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し全府とする。
- (2) 計画の初年度は令和3年度とする。
- (3) 計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、市町村等の意向を取り入れながら、事業の選定、具体化を図っていく。
 - ア 避難地
 - イ 避難路
 - ウ 消防用施設
 - エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
 - カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - キ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - * 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するものサ公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - シ キからサまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - ス 海岸保全施設又は河川管理施設
 - セ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - ソ 地域防災拠点施設
 - タ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - チ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - ツ 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - テ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2章 情報連絡通信網の整備計画（各機関）

第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な地震災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

第1 整備計画の方針

地震災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。

衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

この地上系システムの強化・拡充を推進するとともに、さらに衛星通信システムの機能を加え信頼性及び安全性の高い衛星系システムの整備を図る。

また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。

第3 市町村防災行政無線の整備促進

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部が設置される市役所・町村役場と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社、ガス会社等生活関連機関と市町村災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに市町村災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市町村役場と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、京都府衛星通信系防災情報システムと市町村防災行政無線の有機的な結合を図っていくことがより重要であり、市町村に対して早期に市町村防災行政無線の整

備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

第4 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生直後の被害状況を早期に把握するため、市町村に設置した計測震度計の震度情報を府庁に収集するとともに国、市町村及び防災関係機関に配信する震度情報ネットワークシステムにより、発災直後における市町村の被害予測を行い、迅速な防災対策を図る。

第5 早期被害情報収集システムの整備

府内各所に設置されたライブカメラによる情報収集、ヘリコプター及び無人航空機が撮影した空撮映像の危機管理センターへの伝送、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を携帯電話や防災行政無線により災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第6 緊急時の情報通信の確保

1 防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員等を常時配置する体制を整備する。

2 防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システムの活用を図る。

3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

4 国との緊急連絡回線の確保

内閣総理大臣官邸及び国の非常災害対策本部と府災害対策本部との間において、緊急の情報連絡手段を確保するために、緊急連絡回線の活用を図る。

第7 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加わることができるものである。

また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料編2-1」に示す。

第8 緊急地震速報伝達システムの整備

各機関は、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動ができるよう緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

市町村においては、住民の緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第9 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組を行う。

1 電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

2 自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保に努める。

第10 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール・事前登録によるメールの活用を進める。

第11 危機管理緊急連絡網（ホットライン）の整備

府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。

第2節 市町村・防災機関等の非常通信

第1 計画の方針

地震災害時に予想される通信混乱に際して、市町村から本部への通信連絡系統を確立し、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2 市町村

地震災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編2-2」参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第3編第2章第4節」に示したとおりである。

第3 防災機関等

無線を整備している防災関係機関（「資料編2-1」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援もしくは支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関）

第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震情報及び津波警報等」を公表し、関係機関はこの情報を住民及び船舶に通報又は周知徹底する。

第1 京都地方気象台

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震情報及び津波警報等」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震情報及び津波警報等の種類

地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

地震の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度1以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
津波情報の種類		発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報		各津波予報区（注2）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報		主な地点（注3）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報		沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報		沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報		津波に関するその他必要な事項を発表

注1 京都府の津波予報区は「京都府」

注2 京都府内の地点は「舞鶴」

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 京都府内で震度1以上

- イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
- ウ その他の府県で震度6弱以上

- (4) 遠地地震に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- (5) その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

3 情報の伝達

- (1) 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。
ただし、「震源・震度情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達する。
- (2) 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路を、図2.3.1「地震情報及び津波警報等伝達経路図」に示す。

第2 第八管区海上保安本部

気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送又は巡視船艇・航空機等による巡回等により周知する。

第3 京都府

府は、「地震情報及び津波警報等」を京都地方気象台から入手した場合はただちに、図2.3.1～2の伝達系統により、関係機関へ通報する。

第4 市町村

市町村は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底しうようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておき、情報等の伝達を受けたときは、市町村防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。

第5 沿岸市町

府の北端にある沿岸市町は、上記「第4」によるもののほか、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、「震度4」以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制並びに沿岸住民への周知・避難体制を確立しておく。

第6 放送要請

「地震情報及び津波警報等」とともに、直接被災者等に「避難」、「給水」、「食糧」等の応急対策措置並びに「道路情報」等を緊急に広報する必要がある場合は、知事又は市町村長は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日及び平成4年4月22日締結）」により、放送機関に対して放送の要請を行う。
なお、災害についての広報については、第3編第2章でその詳細を示す。

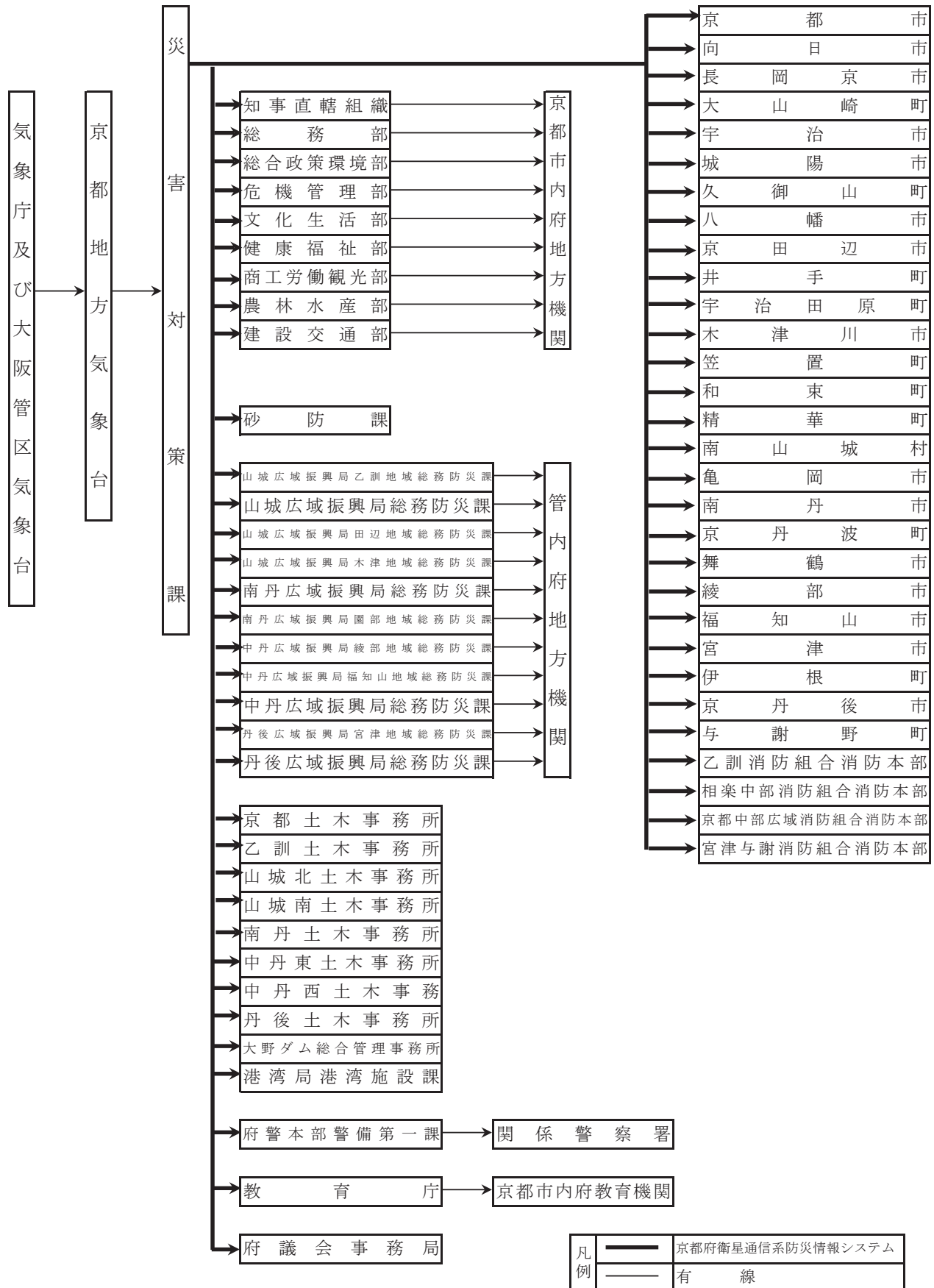
第7 震度観測

京都府の地域における震度観測は、次により行う。

- 1 気象庁関係
京都市中京区、舞鶴市、京丹波町（坂原）、京丹後市弥栄町、福知山市、宇治市、亀岡市
- 2 京都府関係
京都市上京区、京都市右京区（京北）、舞鶴市、綾部市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市（山城）、木津川市（木津）、木津川市（加茂）、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市美山町、南丹市園部町、南丹市八木町、京丹波町（蒲生）、南丹市日吉町、京丹波町（橋爪）、京丹波町（本庄）、福知山市三和町、福知山市夜久野町、福知山市大江町、与謝野町（加悦）、与謝野町（岩滝）、伊根町、与謝野町（四辻）、京丹後市峰山町、京丹後市大宮町、京丹後市網野町、京丹後市丹後町、京丹後市弥栄町、京丹後市久美浜町
- 3 国土交通省関係
天ヶ瀬ダム

- 4 J R 東海、西日本関係
J R 東海（東海道新幹線早期地震警報システム）：遠方地震計（舞鶴市）、沿線地震計（京都市、向日市）
J R 西日本：二条駅、福知山駅、園部駅、西舞鶴駅、馬堀駅、新田駅
- 5 関西電力株式会社関係
喜撰山発電所
- 6 大阪ガス株式会社関係
京滋事業部
- 7 京都市関係
北区（大宮）、左京区（田中）、中京区（河原町御池）、東山区（清水）、山科区（西野）、南区（西九条）、右京区（太秦）、西京区（桤原）、西京区（大枝）、伏見区（竹田）、伏見区（醍醐）
- 8 国立研究開発法人防災科学技術研究所
福知山市、舞鶴市、伊根町、京丹後市久美浜町、京都市左京区（広河原）、京都市山科区、宇治市、亀岡市

図2.3.1 「地震情報及び津波警報の連絡系統」



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くな
		壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
		壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	まれに傾くことがある。	

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。
		1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生すること
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

表2.3.2 京都地方でのラジオ受信周波数

N H K 京 都				F M	82. 8MHz
N H K 京 都－福 知 山	第 1	1026kHz	第 2	1359kHz	F M 84. 8MHz
N H K 京 都－舞 鶴	第 1	585kHz	第 2	1602kHz	F M 84. 2MHz
N H K 京 都－宮 津	第 1	999kHz		F M	86. 1MHz
N H K 京 都－峰 山				F M	83. 5MHz
N H K 京 都－丹 波 美 山				F M	83. 6MHz
N H K 京 都－綾 部 八 津 谷				F M	81. 9MHz
N H K 京 都－京 北				F M	87. 9MHz
N H K 大 阪	第 1	666kHz	第 2	828kHz	F M 88. 1MHz
K B S 京 都	京 都	1143kHz 94. 9MHz	福 知 山	1485kHz	舞 鶴 1215 kHz
F M 京 都	京 都	89. 4MHz	福 知 山 81. 3MHz	舞 鶴	87. 2MHz
				宮 津	79. 8MHz
				峰 山	85. 4MHz
F M う じ （宇 治 市）		88. 8MHz			
F M 8 4 5 （京 都 市）		84. 5MHz			
京 都 三 条 ラ ジ オ カ フ ェ （京 都 市）		79. 7MHz			
F M い か る （綾 部 市）		76. 3MHz			
F M た ん ご （京 丹 後 市）		79. 4MHz			
京 都 F M 丹 波 （福 知 山 市）		79. 0MHz			
F M C O C O L O （外 国 語 放 送）		76. 5MHz			
F M ま い づ る （舞 鶴 市）		77. 5MHz			
R A D I O M I X K Y O T O（京 都 市）		87. 0MHz			
F M お と く に （長岡京市、向日市、大山崎町）		86. 2MHz			

注 2 : NHKの地震・津波に関する放送

1) 地震

- (1) 震度 1、2 については、ローカル速報
総合テレビ 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ第一 放送中の番組を適時中断し速報
- (2) 震度 3、4 については、全国に向けて速報
テレビ全波 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ第一 放送中の番組を適時中断し速報
- (3) 震度 5 弱、5 強については、全国に向けて速報
テレビ全波 画面に字幕スーパーで速報
ラジオ全波 放送中の番組を適時中断し速報
- (4) 震度 6 弱以上の地震については全国放送の臨時ニュース

2) 津波

注意報・警報・大津波警報はいずれも、テレビ・ラジオで全国に向けて速報

3) 緊急警報放送システム

第 2 章第 4 節で詳述する。

災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条に規定する放送要請に関して京都府知事（以下「甲」という。）と（報道機関名）（以下「乙」という。）の間における災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定による手続を定めるとともに、京都府地域防災計画に定める災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置した場合又はこれらに準じる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、京都府が行う災害応急対策についての報道要請（法第57条に規定する放送要請を除く。以下同じ。）に関して甲、乙及び京都府公安委員会（以下「丙」という。）との間における手続を定めるほか、これらの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害対策基本法に基づく放送要請

(要請の手続)

第2条 甲は、法第 57 条の規定により、乙に対して放送を行うことを求める場合は、別紙様式 1 により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条各号に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。甲の連絡責任者 京都府広報課長
乙の連絡責任者 （ 報道機関御担当者様 職名 ）

(準用)

第5条 京都府内の市町村長が、法第 57 条の規定により、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

第3章 災害対策本部を設置した場合等の報道要請

(報道要請事項)

第6条 甲又は丙は、災害時等における災害の発生の防御又は被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要があると認めるときは、乙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示等に関すること。
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は被害の拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

(要請の手続)

第7条 甲又は丙は、乙に対し前条の要請を行う場合は、別紙様式2により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 要請する報道の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他の必要な事項

(報道の実施)

第8条 乙は、甲又は丙から報道要請を受けたときは、適切に対応するものとする。

(連絡責任者)

第9条 第6条各号に掲げる報道要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

- 甲の連絡責任者 京都府広報課長、
乙の連絡責任者 (報道機関御担当者様 職名)
丙の連絡責任者 京都府警察本部広報応接課長

第4 雑則

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙及び丙との間において適切に協議するものとする。

(旧協定の承継)

第11条 本協定の締結に伴い、甲及び乙が 年 月 日付けで締結した「 に関する協定」については、承継されたものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から書面による解除の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

上記の協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月1日

(甲) 京都府知事 山田 啓二

(乙) 報道機関 代表者職・氏名

(丙) 京都府公安委員会委員長 瀧 静子

乙は以下の16機関である。

FM802、FMあやべ、FM宇治、FM京都、NHK、関西テレビ、京丹後コミュニティ放送、京都コミュニティ放送、京都リビングFM、FMまいづる、RADIO MIXKYOTO、京都放送、大阪放送、朝日放送、毎日放送、讀賣テレビ

災害対策基本法に基づく放送要請

別紙様式 1

令和 年 月 日

様

京都府知事

災害対策基本法に基づく放送要請について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、下記のとおり要請します。
記

1 放送を求める理由

2 放送の内容

3 希望する放送日時

(1) 直ちに

(2) 令和 年 月 日 () 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

京都府との協定に基づく報道要請

別紙様式2

令和 年 月 日

様

京都府知事
又は
京都府公安委員会委員長

災害対策本部を設置した場合等の報道要請について

災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定第6条の規定により、下記のとおり報道要請します。

記

1 報道要請の理由

2 要請する報道の内容

3 希望する放送日時

(1) 直ちに

(2) 令和 年 月 日 () 午後・午前 時 分から

4 その他必要な事項

第2節 津波予報等の伝達計画

気象庁地震火山部及び大阪管区気象台は、「気象業務法」に基づき津波警報等を発表し、関係機関は、同法第15条の規定により住民及び船舶に通報又は周知を行う。その伝達系統は、図2.3.3によるものとし、伝達される津波警報等の種類と内容については、次の津波警報等の種類及び内容のとおりである。

津波の予報区は、日本の沿岸を66の津波予報区（原則として、都道府県程度の区分）に分けられている。京都府は、全域が1つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、平成24年2月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、平成25年3月7日から、改善した津波警報等の運用を開始している。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 注2	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m		
		3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

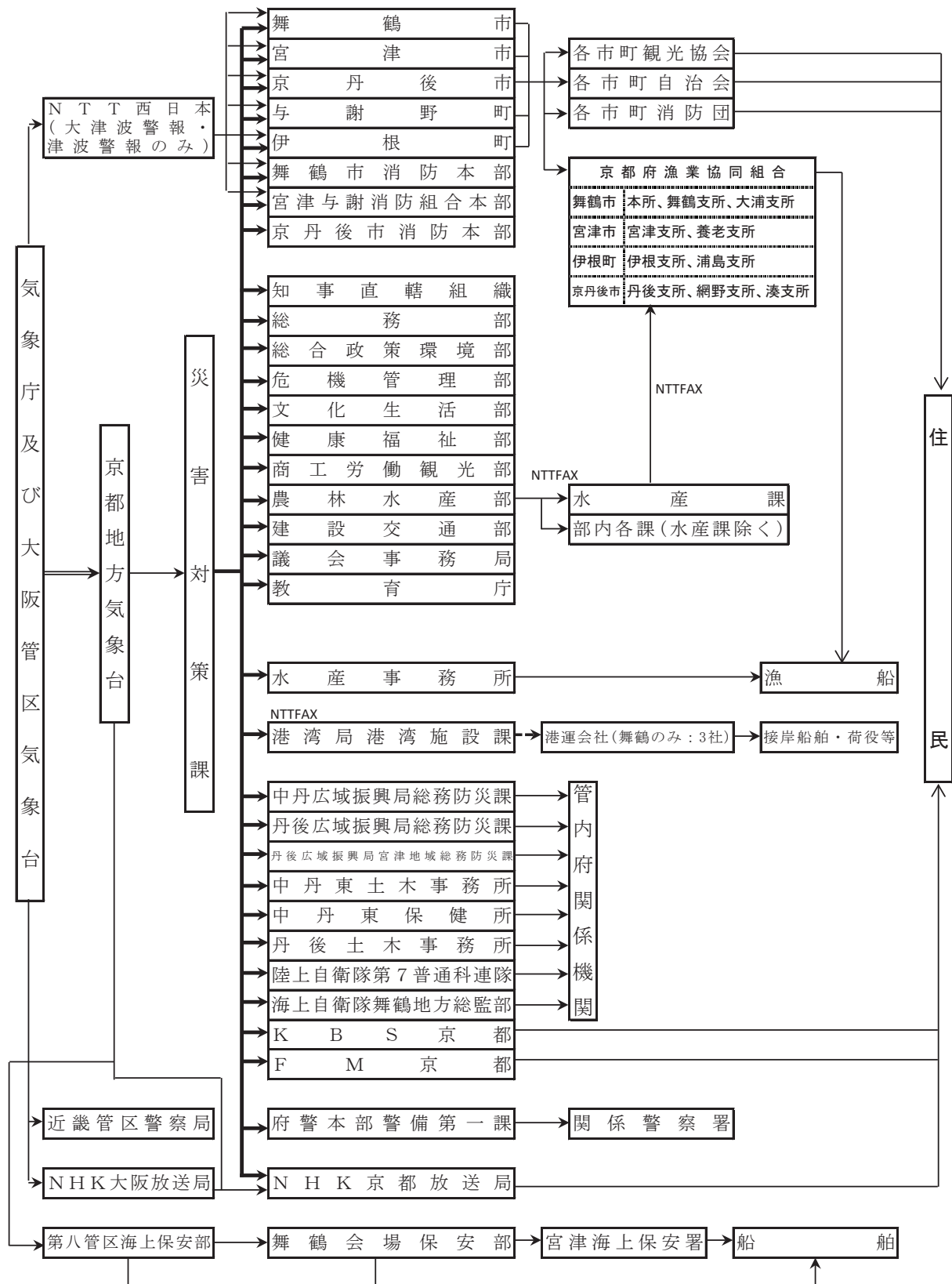
注1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注2 大津波警報を特別警報に位置づけている

津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発 表 基 準	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意情報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

図2.3.3 津波警報、大津波警報及び津波注意報の連絡系統



凡例	——	気象庁専用線
	——	衛星通信系防災情報システム
	——	有線

第3節 緊急警報放送システムの活用

地震や津波など人命や財産に大きな影響を及ぼす重要かつ緊急な災害情報を、迅速かつ確実に伝達するために設けられた緊急警報放送システムは、当面次の3つの場合に限って放送されることとなっている。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合
- (2) 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合
- (3) 気象業務法第13条第1項の規定により、大津波警報又は津波警報が発せられたことを放送する場合

災害を未然に防止するためにも、災害に関する情報を多数の府民に同時にかつ迅速に伝達することは非常に重要なことであり、府及び市町村においては、このシステムの活用について推進していく。

なお、災害対策基本法第57条の規定に基づき放送要請をする場合は、別紙「緊急警報放送の要請に関する覚書」によるものとする。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

地震情報及び津波警報等については、これを迅速的確に住民に周知しなければならない。このため次の事項についてその詳細を定めるものとする。

第1 津波予報等の伝達系統及び方法

- 1 伝達系統図及び伝達方法
- 2 地方放送局の利用

第2 異常現象発見時における措置

- 1 発見者の通報
- 2 市町村長への通報
- 3 市町村長の関係機関への通報
- 4 一般住民に対する周知徹底

第3 近地地震、津波に対する自衛処置

- 1 地震、津波についての教育
- 2 震度4以上を感じた場合の海面状態の監視組織
- 3 情報聴取の責任者
- 4 一般住民に対する周知徹底

別 紙

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和41年5月10日締結、以下「協定」という。）第6条に基づき、京都府知事（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（緊急警報放送要請の要件）

第1条 災害対策基本法第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で多くの人命、財産を保護するため、避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に住民に対して周知する必要がある場合とする。

なお、緊急警報放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

- (1) 職員の動員命令の伝達
- (2) 災害時の混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほかに知事が特に必要と認めるもの

（緊急警報放送要請の手続）

第2条 一時に多数の市町村からの放送要請にともなう混乱を防止するため、市町村長（京都市長を除く。以下同じ。）からの緊急警報放送の要請については、原則として京都府知事から行うものとする。

2 前項の例外措置として、市町村と府との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長は放送機関に対して直接要請することができるものとする。

この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告すると共に、放送機関においては、市町村長の放送要請についてできる限り対応するものとする。

3 緊急警報放送の要請をするときは、甲は、乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施行期日等）

第3条 この覚書は、昭和61年2月1日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和61年2月1日

甲 京都府知事 林田悠紀夫
乙 日本放送協会京都放送局長 左藤 孜

別紙様式

消防 号
平成 年 月 日

日本放送協会
京都放送局長 殿

京都府知事 氏 名 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) 市町村長からの特別の指示があったため
- (4) その他 ()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日 時 分

4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5 その他

発信者 職 名
氏 名
連絡先

市町村における緊急警報放送の放送要請手続について

市町村長が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

- 1 市町村長が、緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるものとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。
京都府の連絡責任者 京都府危機管理部災害対策課長
市町村の連絡責任者 あらかじめ京都府知事に届出した者
- 2 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。
- 3 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 4 覚書第2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続によるものとする。

別紙様式

番 号
平成 年 月 日

京都府知事 氏 名 殿

市町村長名 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第57条の規定により、次のとおり放送を要請します。

- 1 放送を求める理由
 - (1) 避難勧告・指示のため
 - (2) 各種予警報等の通知のため
 - (3) その他
- 2 放送内容
- 3 希望する放送日時
 - (1) 即 時
 - (2) 日 時 分
- 4 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）
- 5 その他

発信者 職 名
氏 名
連絡先

第4章 医療助産計画

第1節 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第2節 計画の内容

第1 医療救護活動のマニュアルの作成等

- 1 府は、迅速に救護班を編成・派遣するとともに関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。
- 2 府は、関係機関の協力のもと、トリアージ・タッグの統一を図る。

第2 災害時に拠点となる医療施設

府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資機材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会

1 基幹災害拠点病院

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び地域災害拠点病院との連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害拠点病院を設置する。
- (2) 基幹災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

2 地域災害拠点病院

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害拠点病院との連携のもとに、2次医療圏に1か所以上の地域災害拠点病院を設置する。
- (2) 地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

3 京都府災害拠点病院等連絡協議会

府は、京都府災害拠点病院等連絡協議会を設置し、次に掲げる事項について、検討・協議する。

- (1) 府内の災害医療体制の整備・活動方策に関すること
- (2) 災害拠点病院等関係機関相互間の連携体制に関すること
- (3) 各二次医療圏における災害医療体制の構築・充実に関すること
- (4) 災害医療の研修、訓練に関すること
- (5) 災害医療関係情報の収集・提供に関すること
- (6) その他、災害医療体制に関すること

(資料)

	2次医療圏名	病 院 名	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号	災 害 派 遣 医 療 チーム
基幹災害拠点病院		京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-711-8101	○
地域災害拠点病院	丹 後 医 療 圏	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	8-857-8109	○
	中 丹 医 療 圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○
	南 丹 医 療 圏	京都中部総合医療センター	0771-42-2510	8-819-8101	○
	京 都 ・ 乙 訓 医 療 圏	京都府立医科大学附属病院	075-251-5111	8-715-8104	○
		京都大学医学部附属病院	075-751-3111	8-700-8201	○
		京都市立病院	075-311-5311	8-730-8101	○
		洛和会音羽病院	075-593-4111	8-700-8231	○
		京都医療センター	075-641-9161	8-700-8211	○
		京都済生会病院	075-955-0111	8-746-8108	○
	山城北医療圏	京都岡本記念病院	0774-48-5500	8-767-8101	○
		宇治徳洲会病院	0774-20-1111	8-700-8221	○
	山城南医療圏	京都山城総合医療センター	0774-72-0235	8-782-8101	○

第4 災害派遣医療チーム

- 1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に災害派遣医療チームを派遣するよう指示する医療機関を予め定めておく。
- 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、病院支援や広域医療搬送など、医療的支援を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第5 災害医療コーディネーターの委嘱

- 1 府は、災害の発生時において、必要な医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害医療コーディネーターに委嘱する。
- 2 府は、委嘱された者から、原則として保健医療福祉調整本部において活動する本部災害医療コーディネーターを指名し、また二次医療圏毎に災害拠点病院、保健所等で活動する地域災害医療コーディネーターを指名する。
- 3 府は、災害の発生時において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供できる体制を構築するため、災害医療及び小児・周産期医療に精通し、かつ京都府の医療の現状を熟知している者を、災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。
- 4 府は、災害の発生時において、災害救護活動に必要な医薬品等の供給及び薬剤師の派遣に関する調整等を迅速かつ的確に実施するため、災害薬事に精通した者を災害薬事コーディネーターに委嘱する。

第6 医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備

府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害拠点病院等において備蓄する。また、京都府医薬

品卸協会との委託契約により、医療用医薬品をランニングストック方式により備蓄し、京都医療機器協会や（一社）京都府薬剤師会等と優先供給に関する協定を締結することにより、医療用品及び一般用医薬品の確保に努める。

第7 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（E M I S : Emergency Medical Information System）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、次のような情報ネットワークの構築に努める。

- 1 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
- 2 消防無線や防災無線の多重化

第8 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

- 1 地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制の整備
- 2 災害拠点病院のヘリポートの整備

第9 関係機関の災害時初期体制の確保

災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。

第10 地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

- 1 保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療対策会議）の設置
- 2 業務継続計画（BCP）の策定
- 3 病院の耐震機能の強化
- 4 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第11 府民に対する災害時初期対応の普及・啓発

府及び市町村は、広く府民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第12 広域的応援体制の整備

府及び市町村は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 府県間応援体制の整備
- 2 地区医師会と市町村との災害時医療協定の締結
- 3 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第13 ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第14 広域医療搬送拠点の整備

府は、大規模災害時に被災地では対応困難な重症患者等を被災地外の医療施設に搬送する拠点となる広域

医療搬送拠点（SCU：Staging CareUnit）を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域医療搬送拠点の機能]

- ①重症患者等を収容する臨時医療施設機能 ②ヘリポート機能 ③広域医療搬送拠点調整本部機能
- ④広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第5章 火災防止に関する計画

(府危機管理部、市町村、消防機関)

第1節 計画の方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

第2節 出火防止、初期消火対策

第1 出火防止計画

- 1 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- 2 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- 3 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- 4 対震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

第2 初期消火計画

- 1 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- 2 初期消火の技術指導の普及を図る。
- 3 消防団、自主防災組織等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

第3 地域住民等の協力

- 1 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- 2 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- 3 市町村が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に対し、指導及び支援を行う。
- 4 初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第3節 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第1 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。

1 市町村の消防体制の強化と連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練（安全管理含む）機能の充実
- (3) 迅速な救急搬送の促進

2 消防団の活動力の強化

- (1) 消防団員の確保
 - ア 女性の消防団への加入促進
 - イ 大学等の協力による消防団員の確保
- (2) 多機能消防車両の配備や活動環境改善など救助救出能力の向上
- (3) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進
- (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第2 相互応援協定

1 一般災害時の相互応援協定

府は災害発生時における市町村消防機関の行う応急対策が、緊密な連携により強力かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。

なお、市町村相互応援協定締結状況一覧は表2.5.1 に示したとおりであり、さらに、被災市町村の火災が著しく拡大した場合、隣接市町村、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統は、図2.5.1(1)～(3)のとおりである。

2 大規模災害時の広域相互応援協定

府は、水火災及び地震等の大規模災害が発生した場合、府内全市町村及び消防一部事務組合が広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、災害の防除及び被害の軽減を図ることができるよう指導する。

市町村相互応援協定締結状況一覧

(令和4年4月1日)

番号	協 定 名 称	協 定 締 結 消 防 機 関 名		協 定 の 内 容						消防団 含む
		府 内 消 防 機 関	府 外 消 防 機 関	全 災 害	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、消防組合（30）		○						○
2	京都市・宇治市消防相互応援協定	京都市、宇治市			○		○	○		○
3	京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市 消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合 亀岡市			○		○	○		○
4	京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相 互応援協定	京都市、乙訓消防組合、長岡京市			○		○	○		○
5	京都市・八幡市消防相互応援協定	京都市、八幡市			○		○	○		○
6	京都市・久御山町消防相互応援協定	京都市、久御山町			○		○	○		○
7	京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互 応援協定	京都市、乙訓消防組合、向日市			○		○	○		○
8	京都市・乙訓消防組合・大山崎町消防相 互応援協定	京都市、乙訓消防組合、大山崎町			○		○	○		○
9	京都中部広域消防組合・福知山市消防相 互応援協定	福知山市、京都中部広域消防組合			○		○	○		○
10	舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業 務協定	舞鶴海上保安部、舞鶴市			○					
11	京都中部広域消防組合・綾部市消防相互 応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市			○		○	○	○	
12	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援 協定	宇治市、城陽市、久御山町			○		○	○		○
13	宇治市・京田辺市消防相互応援協定	宇治市、京田辺市			○		○	○		
14	乙訓2市1町（向日市・長岡京市・大山 崎町）消防並びに防災相互応援協定	向日市、長岡京市、大山崎町		○						○
15	八幡・京田辺市・綴喜地区消防相互応援 協定	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町		○						
16	八幡市・久御山町消防相互応援協定	八幡市、久御山町			○		○	○		○
17	京田辺市・久御山町消防相互応援協定	京田辺市、久御山町			○		○	○		
18	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市			○		○	○		
19	相楽中部消防組合・京田辺市消防相互応 援協定	相楽中部消防組合、京田辺市			○		○	○		
20	京奈和自動車道消防相互応援協定書	京田辺市、城陽市、精華町、相楽中部消防組合		○						
21	京田辺市・精華町消防相互応援協定	京田辺市、精華町		○						○
22	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、相楽 中部消防組合		○						○
23	宮津市・伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町			○					○
24	船舶火災の消火活動に関する宮津海上保 安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、宮津海上保安署			○					
25	宮津与謝消防組合・京丹後市消防相互 応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
26	京滋バイパス（巨椋ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから大山崎 ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ まで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、乙訓消防組合		○						
27	京都市・京都中部広域消防組合・南丹市 消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合、南丹市			○		○	○		○
28	八幡市・乙訓消防組合消防相互応援協定	八幡市、乙訓消防組合			○		○	○		
29	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町、宮津与謝消防組合		○						○
30	京都縦貫自動車道（宮津天橋立インター チェンジから丹波インターチェンジ）及 び山陰近畿自動車道（一般国道312号）にお ける消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消 防組合、京丹後市			○		○	○		
31	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市		○						
32	五都市消防相互応援協定	京都市	名古屋市、大阪市、神戸市、堺市	○						
33	名神高速道路消防応援協定	京都市、乙訓消防組合	湖南広域行政組合、大津市、島本 町 高槻市、茨木市	○						
34	京都市・大津市消防相互応援協定	京都市	大津市	○						
35	高槻市・京都市消防相互応援協定	京都市	高槻市		○	○	○	○		○
36	福知山市・豊岡市 消防相互応援協定	福知山市	豊岡市 （兵庫県）		○		○	○		○
37	福知山市・南但広域行政事務組合消防相 互応援協定	福知山市	南但広域行政事務組合 （兵庫 県）		○		○	○	○	○
38	福知山市・丹波市消防相互応援協定	福知山市	丹波市（兵庫県）		○		○	○	○	○

番号	協 定 名 称	協 定 締 結 消 防 機 関 名		協 定 の 内 容						消防団 含む
		府 内 消 防 機 関	府 外 消 防 機 関	全 災 害	火 災	風 水 害	救 急	救 助	そ の 他	
39	福知山市・篠山市消防相互応援協定	福知山市	篠山市（兵庫県）	○						○
40	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市	若狭消防組合、丹波市、三田市、三木市、篠山市、神戸市（兵庫県）	○						
41	綾部市・若狭消防組合消防相互応援協定	綾部市	若狭消防組合（福井県）	○						
42	一般国道１号京滋バイパス消防応援協定	宇治市、久御山町	湖南消防組合、大津市						○	
43	大津市・宇治市消防相互応援協定	宇治市	大津市（滋賀県）		○		○	○		○
44	京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	高槻市（大阪府）		○	○	○	○		○
45	京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		○
46	京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	豊能町、箕面市（大阪府）	○						○
47	京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	能勢町、豊中市（大阪府）	○						○
48	乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	乙訓消防組合、長岡京市	島本町（大阪府）		○					○
49	枚方市・八幡市・枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	八幡市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					
50	乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定	乙訓消防組合、大山崎町	島本町（大阪府）		○		○	○		○
51	名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	高槻市（大阪府）		○		○	○		
52	枚方市・枚方寝屋川消防組合・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					○
53	生駒市・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	生駒市（奈良県）	○						
54	消防相互応援協定	京田辺市	甲賀広域行政組合		○		○	○		
55	消防相互応援協定	京田辺市	大津市		○		○	○		
56	奈良市・精華町消防相互応援協定	精華町	奈良市（奈良県）	○						○
57	生駒市・精華町消防相互応援協定	精華町	生駒市（奈良県）	○						○
58	豊岡市・京丹後市消防相互応援に関する協定	京丹後市	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		○
59	伊賀市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	伊賀市（三重県）	○						
60	奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	奈良市（奈良県）	○						
61	消防相互応援協定	相楽中部消防組合	甲賀広域行政組合（滋賀県）		○		○	○		
62	豊岡市・宮津与謝消防組合消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		
63	京都中部広域消防組合・若狭消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	若狭消防組合（福井県）	○						
64	京都中部広域消防組合・篠山市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	篠山市（兵庫県）		○		○	○	○	
65	舞鶴市・若狭消防組合消防相互応援協定	舞鶴市	若狭消防組合（福井県）	○						
66	第二京阪道路（巨椋池インターチェンジから枚方東インターチェンジまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市	枚方寝屋川消防組合（大阪府）	○						
67	名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	吹田市（大阪府）		○		○	○		
68	名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書	乙訓消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		
69	京都市・高島市消防相互応援協定	京都市	高島市（滋賀県）		○		○	○		○
70	第２京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	京田辺市	交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合						○	
71	伊賀市・南山城村消防相互応援協定	南山城村	伊賀市（三重県）	○						○
72	高島市・京都中部広域消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	高島市（滋賀県）	○						
73	高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書	京都市	高槻市	○						
合 計		7 3 協定		28	43	2	37	37	7	35
内 訳	府 内 統 一 協 定	1 協定		1						1
	府内消防機関のみによる個別協定	3 0 協定		8	22	0	19	19	1	16
	他府県消防機関を含む個別協定	4 2 協定		19	21	2	18	18	6	18

図2.5.1(1) 相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

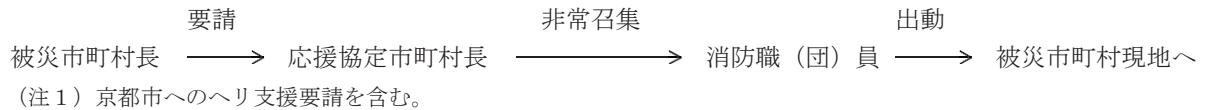
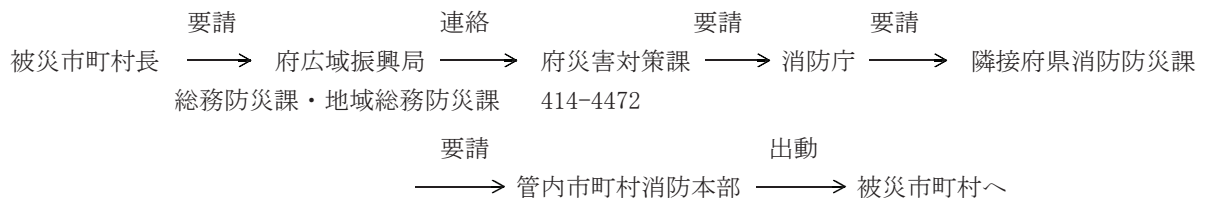


図2.5.1(2) 他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災害対策基本法）



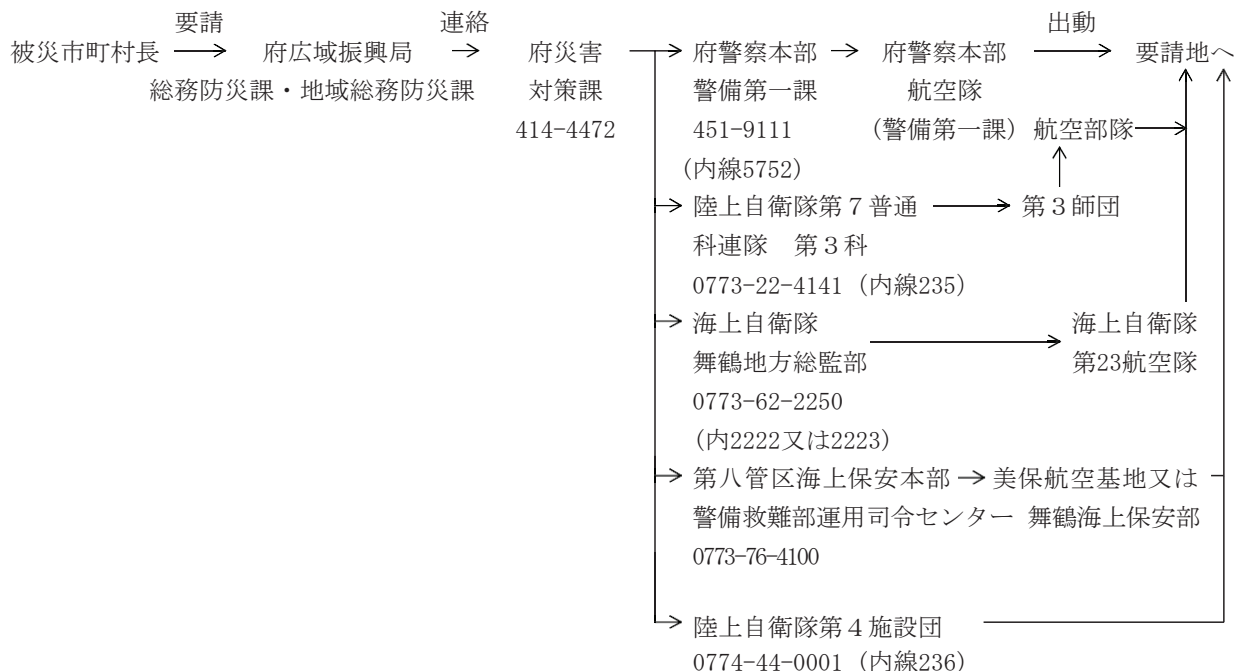
(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）



(注1) 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

(注2) 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

図2.5.1(3) 防災機関へヘリ等を支援要請するときの連絡系統

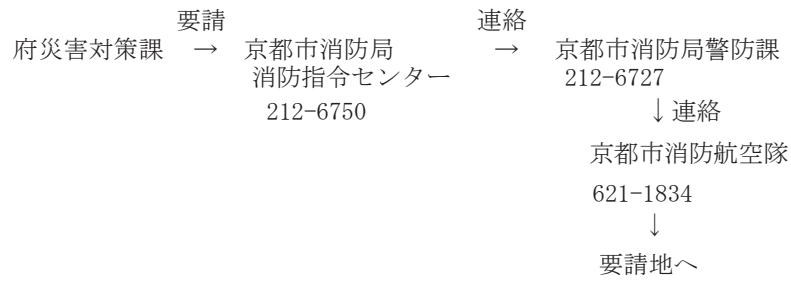


(注1) 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

(注2) 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(注3) 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

図2.5.1(4) 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統



第6章 避難等に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたる恐れがある。

このため、府及び市町村等は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ府民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

府、市町村、水防管理団体等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・浸水・崖崩れ・高潮・津波等の危険の予想される地域内の住民に避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、市町村長等は、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮する。

第2 避難指示等の周知

市町村等は、地震災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための伝達手段をあらかじめ周知しておく。

第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- 1 指定緊急避難場所については、市町村は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- 2 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができ

る体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

- 3 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。この際、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

第2 広域避難場所の選定

地震に伴う延焼火災が発生し、地域全体が危険になった場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておくことができる。

- 1 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- 2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮することとする。
- 3 大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- 4 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- 5 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第3 避難場所区分けの実施

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- 1 避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- 2 避難場所の区分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- 3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

第4 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防職員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

- (1) 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- (2) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (3) 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- (4) 液状化や浸水等により通行不能になる恐れがないこと。
- (5) 避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (6) 避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識及び避難誘導の標識を設置するよう努めること。

また、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄を行い、避難所開設当初から簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援を実施するとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

なお、トイレの確保にあたっては、災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置についても検討するものとする。

第2 避難所情報の発信

府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。

第3 円滑な避難所運営への配慮

市町村は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画やマニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第4 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。また、市町村は、福祉避難所が不足する場合に、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するため、府と連携し、被災地域外にあるものを含め、施設提供可能な旅館・ホテルの確保の円滑化及び運営体制の構築に努める。

第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生等に備えた対策

市町村は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

また、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、市町村による避難所への受入れが円滑にできるよう調整を進める。

市町村は、防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第6節 広域避難

第1 市町村

- 1 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。
- 2 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 4 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。
また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第2 府

- 1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。
- 2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

第7節 広域一時滞在

第1 市町村

- 1 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 2 市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- 4 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。
また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

第2 府

- 1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。
- 2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第8節 市町村等の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害時において安全かつ迅速な避難・誘導をおこなうことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

第1 市町村の計画

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

指定避難場所等の避難場所について、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

- 1 避難の指示等を伴う基準及び伝達方法
- 2 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布・寝具等の支給
 - (4) 衣料・日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難収容中の秩序保持
 - (2) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4) 避難者に対する各種相談業務
 - (5) 運営方法についてのルール（市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）
- 6 避難所の整備に関する事項

- (1) 収容施設
- (2) 給水施設
- (3) 情報伝達施設
- 7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (1) 平常時における広報
 - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ ホームページ
 - ウ 住民に対する巡回指導
 - エ 防災訓練等
 - オ ハザードマップ（防災マップ）の利活用
 - (2) 災害時における広報
 - ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知
 - イ Lアラート（災害情報共有システム）の活用
 - ウ ホームページによる周知
 - エ 広報無線、消防無線による周知
 - オ 広報車による周知
 - カ 避難誘導員による現地広報
 - キ 住民組織を通じた広報
- 8 孤立するおそれのある地区の対策に関する事項
 - (1) 災害時に孤立するおそれのある地区の把握
 - (2) 食料・飲料水の備蓄
 - (3) 情報連絡方法
- 9 避難所運営マニュアルの整備
- 10 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第2 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

また、これらの施設のうち、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき市町村の地域防災計画に記載されたものは、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施をするものとする。

なお、府は市町村とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等
 - 大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等
- 2 児童生徒を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- 3 病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難

経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第9節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、大規模地震や火災等による災害が発生した場合に、大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅、地下街で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

なお、本節では、京都市域に形成された駅及びそれとつながる地下街を対象とする。

第1 鉄道及び地下街管理者の防災管理

駅、地下街の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の避難誘導方法等の対策について計画を定め、従業者等に周知徹底に努める。

第2 地下街管理者の活動

地下街の滞留者等が一時避難できるように避難場所を確保するとともに、一般住民の避難場所と重複しないよう市町村と調整する。

第3 関西電力送配電株式会社の防災管理

電力供給施設の計画的な巡視点検及び測定等を実施する。

第4 大阪ガス株式会社および大阪ガスネットワーク株式会社の防災管理

- 1 駅、地下街構内のガス施設の調査点検
- 2 調査点検時に鉄道及び地下街等事業者に対してガスの安全使用について周知する。

第10節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数の把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄を行う。

第2 府

府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。

第7章 津波災害予防計画

第1節 計画の方針

地震の発生により、府北部の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とした、国、府、沿岸市町、関係防災機関がとるべき対策について定めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 想定する津波と対策の基本的な考え方

府における津波の危険地域は、北部の日本海沿岸及び若狭湾沿岸である。特に若狭湾沿岸の海岸線は複雑に入り組んでおり、湾奥での津波の波高が極端に高まる危険性があるので注意しなければならない。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については府民の生命を守ることを最優先とし、府民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき平成29年3月に指定された、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である津波災害警戒区域においては、避難対策等を進める必要がある。

第2 津波警戒の周知徹底

1 府、沿岸市町、関係防災機関は津波警戒に関する次の事項等について、携帯電話等を含めた多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに^{※1}港外退避する。

イ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたら、すぐ^{※1}港外退避する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

エ ^{※2}港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報又は津波注意報解除まで気をゆるめない。

※¹港外；水深の深い、広い海域

※²港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3 防災知識の普及、防災教育

- 1 府、沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して普及・啓発を図るものとする。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。

津波に関する知識の普及啓発に当たっては、次の事項について周知するものとする。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること
- (2) 避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること
- (3) 第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること
- (4) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地震の発生可能性があること

また、浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取組により、防災意識の向上にも資するものとする。

- 2 津波浸水想定図の活用

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を作成している。

府、沿岸市町は津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。

- 3 津波に係る防災教育

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

- 4 緊急地震速報関係

- (1) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

- (2) 普及啓発の推進

国、公共機関、地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

- (3) 緊急地震速報を取り入れた訓練

国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

平成27年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、各市町の主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m

(舞鶴市小橋・瀬崎)と想定されている。そのため、沿岸市町は京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていなければならない。

- 1 十分な地盤標高を有すること。または、津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること。
- 2 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
- 3 液状化の危険性がないこと。
- 4 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。
- 5 避難対象地域の住民を全員収容し得る空間があること。

沿岸市町は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人の避難に当たっては、第2編第10章「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難支援の方法をあらかじめ定めておくこととする。

第5 住民等の避難誘導體制

- 1 津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通して、具体的なかつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。
- 2 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- 3 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。府及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。
- 4 府、市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者の関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

第6 津波を想定した防災訓練

沿岸市町は、防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的なかつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難経路や避難場所、情報伝達用設備等の確認を実施する。

第7 海岸、港湾、水産施設等の施設整備

海岸、港湾及び漁港における施設防災計画については、第2編第1章第10節「河川・海岸施設防災計

画」及び第16節「港湾等施設防災計画」に定めるところによる。

また、漁港等の水産施設については、一般計画編第2編第9章「水産施設防災計画」に準じて施設整備を進める。

第8 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

- (1) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す）
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、出来るだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成
- (3) 地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等
- (4) 行政関連施設、要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

2 避難関連施設の整備

- (1) 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備
- (2) 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保
- (3) 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

3 津波災害警戒区域等の指定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき指定

第9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

府、市町村は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

- 1 市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示の発令基準の策定
- 2 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備
- 3 徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合の市町村による方策の検討
- 4 消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化

第10 津波災害警戒区域に係る対策の推進

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域に係る次の対策を実施する。

1 市町の地域防災計画における下記の内容の記載

- (1) 津波に関する情報の収集・伝達や、予警報の伝達
- (2) 避難場所、避難路に関する事項
- (3) 避難訓練の実施に関する事項
- (4) 防災上の配慮を要する者が利用する施設で円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（避難促進施設）の名称・所在地

また、沿岸市町は、避難促進施設の所有者又は管理者から当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）の報告を受けた際、又は、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施結果の報告を受けた際に、必要な助言又は勧告を行う。

2 津波ハザードマップの作成・周知

沿岸市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他住民の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した津波ハザードマップの作成・周知を行う。また、津波浸水想定や地域防災計画の見直し等で、津波ハザードマップの見直しが必要となった際には、出来るだけ速やかに改訂する。

第11 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、第1～第10及び京都府津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を作成することが出来る。推進計画で定める内容は以下のとおりである。

- 1 推進計画の区域
- 2 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 3 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 4 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

第8章 交通対策及び輸送計画

第1節 交通規制対策

第1 震災時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する等により、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第2 緊急交通路指定予定路線の指定

震災が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）を表2.8.1のとおりとする。

第3 緊急交通路指定予定路線の指定

1 警察本部の対策

緊急交通路指定予定路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

2 道路管理者の対策

道路改良、橋・トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第4 運転者のとるべき措置の周知

地震発生後において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合

2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第2節 緊急通行車両等

第1 確認を行う車両等

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

1 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項

2 消防、水防その他の応急措置に関する事項

3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害時の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

第2 発災前における緊急通行車両の確認

災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、第1に規定する災害応急対策を実施する車両で、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、指定公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策の等の実施の責任を有するもの（以下「指定行政機関等」という。）は、災害等の発生前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようになった。

なお、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- 3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

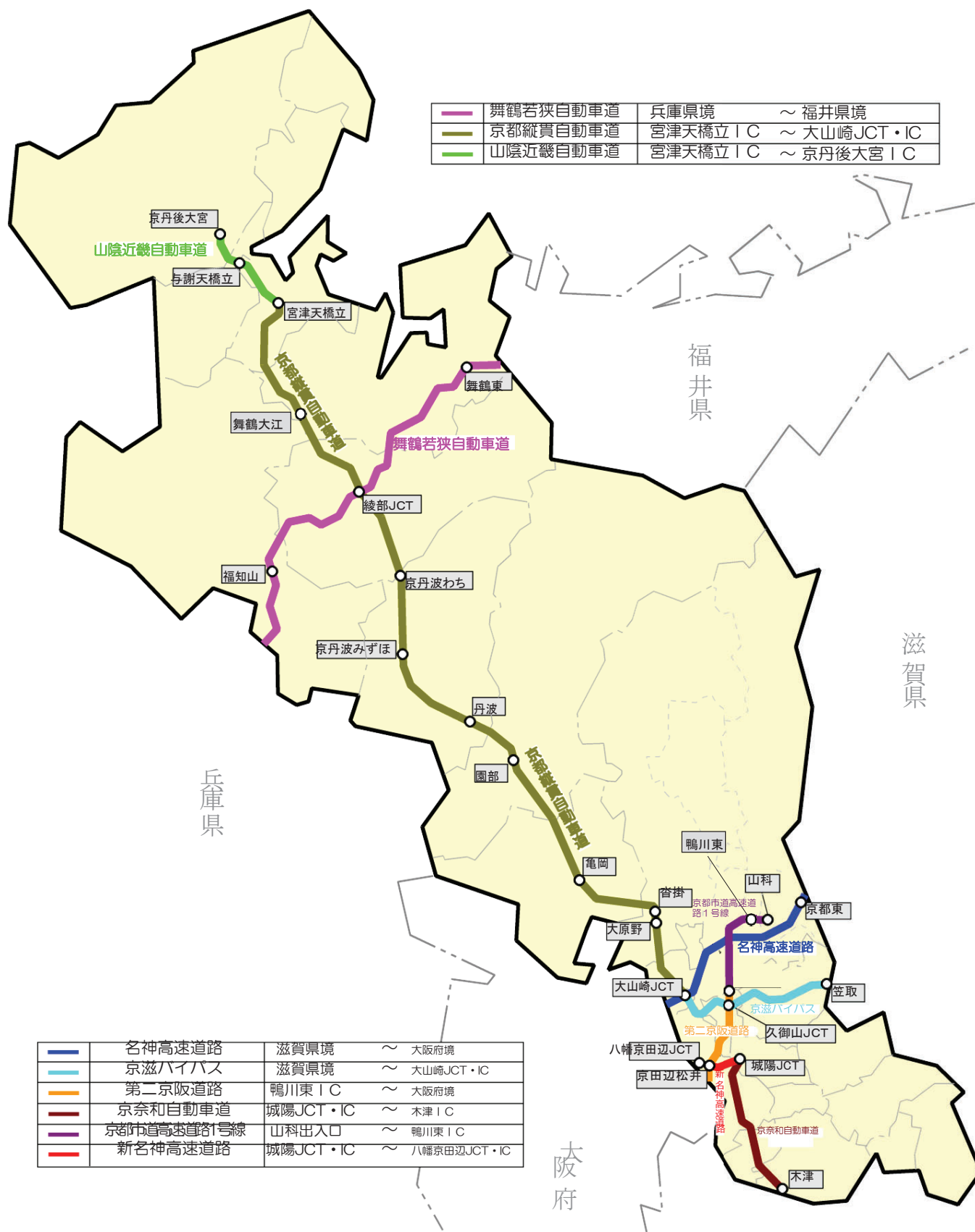
規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

表2.8.1 緊急交通路指定予定路線一覧

区 分	道 路 名	区 間
高速道路等 (高規格幹 線道路) (地域高規 格道路)	舞鶴若狭自動車道	兵 庫 県 境 ～ 福 井 県 境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立 I C ～ 大山崎 J C T ・ I C
	山陰近畿自動車道	宮津天橋立 I C ～ 京丹後大宮 I C
	名神高速道路	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	京滋バイパス	滋 賀 県 境 ～ 大山崎 J C T ・ I C
	第二京阪道路	鴨 川 東 I C ～ 大 阪 府 境
	京奈和自動車道	城陽 J C T ・ I C ～ 木 津 I C
	新名神高速道路	城陽 J C T ・ I C ～ 八幡京田辺 J C T ・ I C
	京都市道高速道路1号線	山 科 出 入 口 ～ 鴨 川 東 I C
一般国道	国 道 1 号	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	国 道 9 号	兵 庫 県 境 ～ 五 条 通 烏 丸
	国 道 2 4 号	河 原 町 通 九 条 ～ 奈 良 県 境
	国 道 2 7 号	福 井 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 1 6 2 号	福 井 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 1 6 3 号	三 重 県 境 ～ 奈 良 県 境
	国 道 1 7 1 号	大 阪 府 境 ～ 京 阪 国 道 口
	国 道 1 7 3 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 2 7 号
	国 道 1 7 5 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 2 7 号
	国 道 1 7 6 号	国 道 1 7 5 号 ～ 国 道 1 7 8 号
	国 道 1 7 8 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 3 1 2 号
		国 道 1 7 5 号 ～ 国 道 1 7 6 号
	国 道 3 0 7 号	滋 賀 県 境 ～ 大 阪 府 境
	国 道 3 1 2 号	国 道 1 7 8 号 ～ 国 道 1 7 6 号
	国 道 3 6 7 号	滋 賀 県 境 ～ 白 川 跨 線 橋 北 詰
	国 道 3 7 2 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 4 2 3 号	大 阪 府 境 ～ 国 道 9 号
	国 道 4 2 6 号	兵 庫 県 境 ～ 国 道 9 号
京都市道	白 川 通	白 川 跨 線 橋 北 詰 ～ 北 大 路 通
	東 大 路 通	五 条 通 ～ 九 条 通
	川 端 通	北 大 路 通 ～ 五 条 通
	堀 川 通	北 大 路 通 ～ 五 条 通
	西 大 路 通	北 大 路 通 ～ 九 条 通
	北 大 路 通	白 川 通 ～ 西 大 路 通
	丸 太 町 通	川 端 通 ～ 国 道 1 6 2 号
	九 条 通	東 大 路 通 ～ 国 道 1 号
	外 環 状 線	国道1号(東野交差点) ～ 府道京都守口線
	油小路通・洛南道路	九 条 通 ～ 巨 棕 池 I C
	御 池 通	川 端 通 ～ 堀 川 通

緊急交通路指定予定路線図（高速道路等）

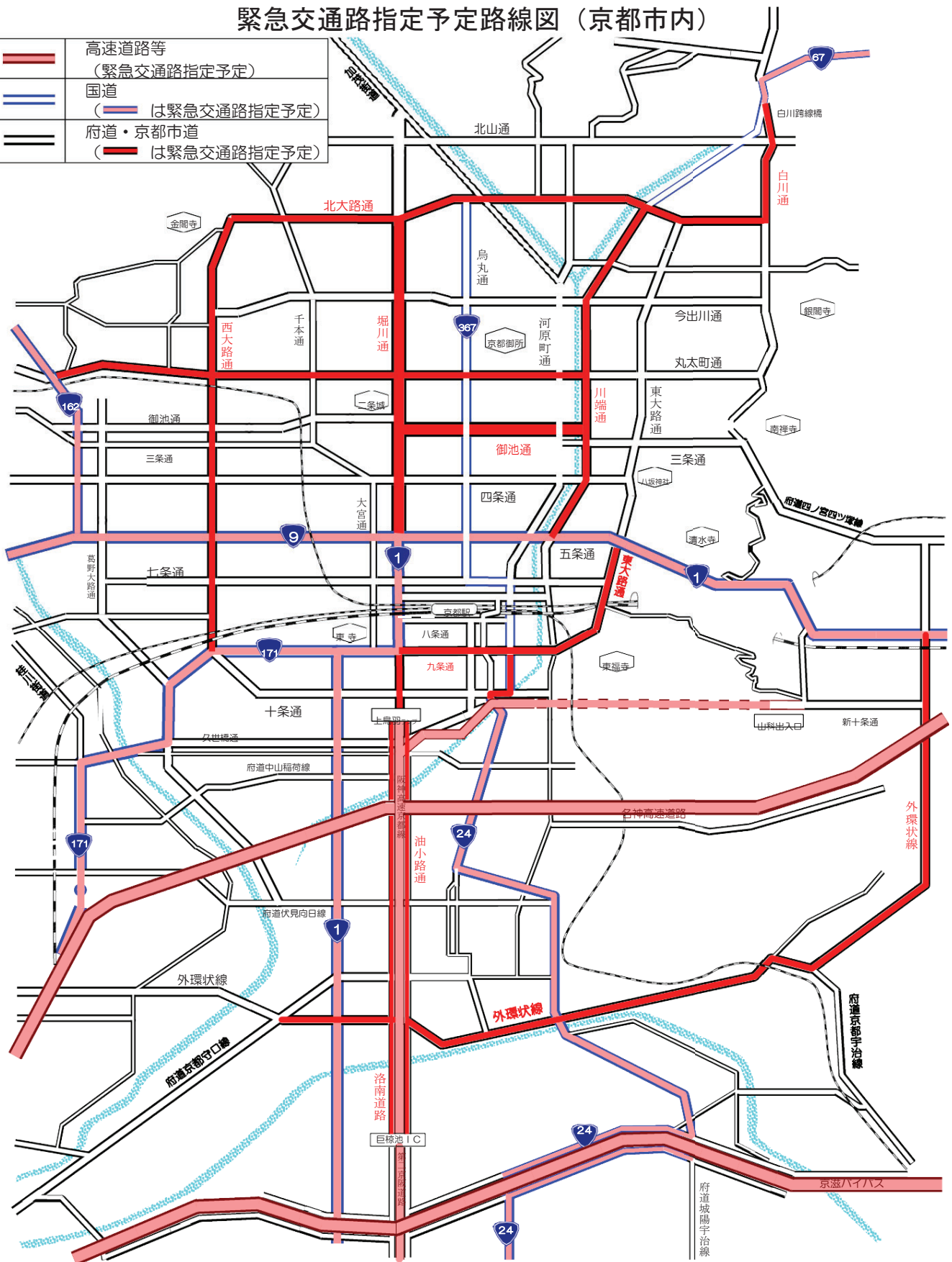


緊急交通路指定予定路線図（国道）



緊急交通路指定予定路線図（京都市内）

	高速道路等 (緊急交通路指定予定)
	国道 ( は緊急交通路指定予定)
	府道・京都市道 ( は緊急交通路指定予定)



第9章 災害応急対策物資確保計画

府総務部・府危機管理部・府健康福祉部・府商工労働観光部
・府農林水産部・農林水産省・近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

地震発生時には社会生活が混乱し、被災地においては日常生活が困難となる場合があるので、救援・救護に必要な衣・食・住に関しての種々の物資を迅速に確保するための計画を定める。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

なお、非常時の食料は、農村部での自家保有米の活用を含め、住民自身が備蓄に努めることを基本としつつ、市町村及び府が負担して備蓄するものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。（事業所等の従業員については第15章企業等防災対策促進計画、観光客及び帰宅困難者については、第20章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照）

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

食料及び生活必需品の確保計画は、一般編第2編第19章の定めるところによる。

第2 米穀等食料の確保

- 1 市町村は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。
- 2 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品のあつ旋を要請するものとする。

なお、応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡系統図は、図2.9.2に示すとおりである。

- 3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートは「食料品の調達系統」に示す。米穀の調達ルートは、図2.9.2に示すとおりである。
- 4 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは表2.9.1のとおりである。

第3 物資の調達体制の整備

- 1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、幹旋等の連絡系統は図2.9.3に示すとおりである。

- 2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。
- 3 府は、京都府総合防災情報システム及び国の物資システム（B-PLo（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国への救援物資の要請を円滑に行える体制を確立する。
- 4 府及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。
- 5 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

第4 物資輸送拠点の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。

府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

施設名	京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町5

- 2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。
- 3 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。
- 4 府は、救援物資が大量に搬入され、1の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合に備えて、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する体制を整備する。

第5 燃料の確保

1 体制の整備

府は、石油連盟との重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の設備等情報（燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報）を共有し、燃料の緊急調達体制の整備に努めるものとする。

なお、重要施設の管理者は、非常用電源設備を整備した上で、上記による燃料調達が困難な場合に備えて、自衛的な燃料備蓄の確保や自力での燃料調達ができるように努める。

2 住民への広報

府と市町村は、平時から住民拠点SS（※）の役割や所在地について周知し、災害時にも府民がガソリンや灯油などの生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努めるものとする。

※住民拠点SS…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンド

第6 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

(1) 食料の備蓄

- (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点予定地
- (5) 炊き出し、その他による食品の給食計画等（図2.9.4）

2 生活必需品供給計画

- (1) 生活必需品の備蓄
- (2) 地元販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点予定地
- (5) 配分計画・支給要領等

表2.9.1(1)米穀販売事業者一覧（卸売の業務を営む者）

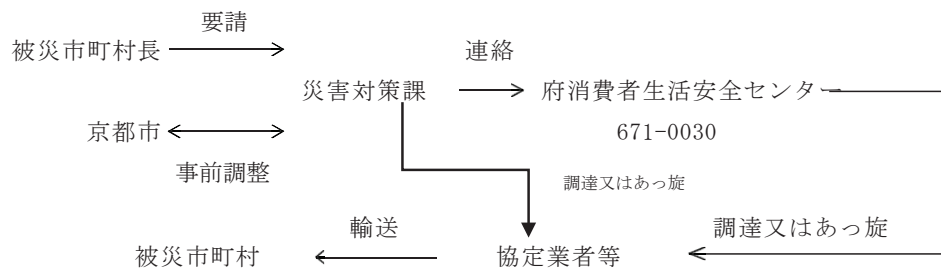
名 称	住 所	電話番号
京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3	(075) 622-4828

表2.9.1(2)炊飯センター

給 食 工 場 名	所 在 地	電話番号
株式会社煌（きらめき）	京都府長岡京市神足芦原12番地1	(075) 953-0017
三彩食品	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町25-3	(075) 661-3081

食料品の調達等系統

(1) 図2.9.1 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート



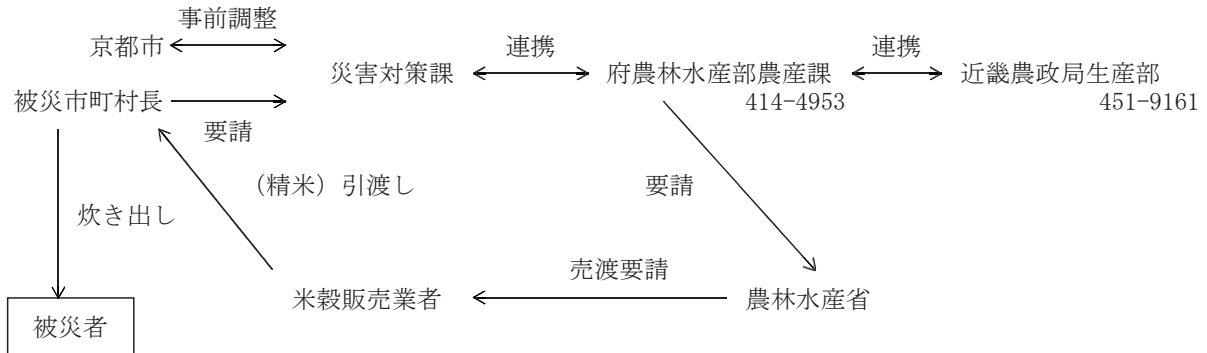
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、協定業者については府消費生活安全センター又は府災害対策本部が、協定業者ではない物資保有業者は府災害対策本部が、それぞれ調達又はあつ旋することができる。

※ 協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者とする。

(2) 図2.9.2 米穀の緊急引渡ルート

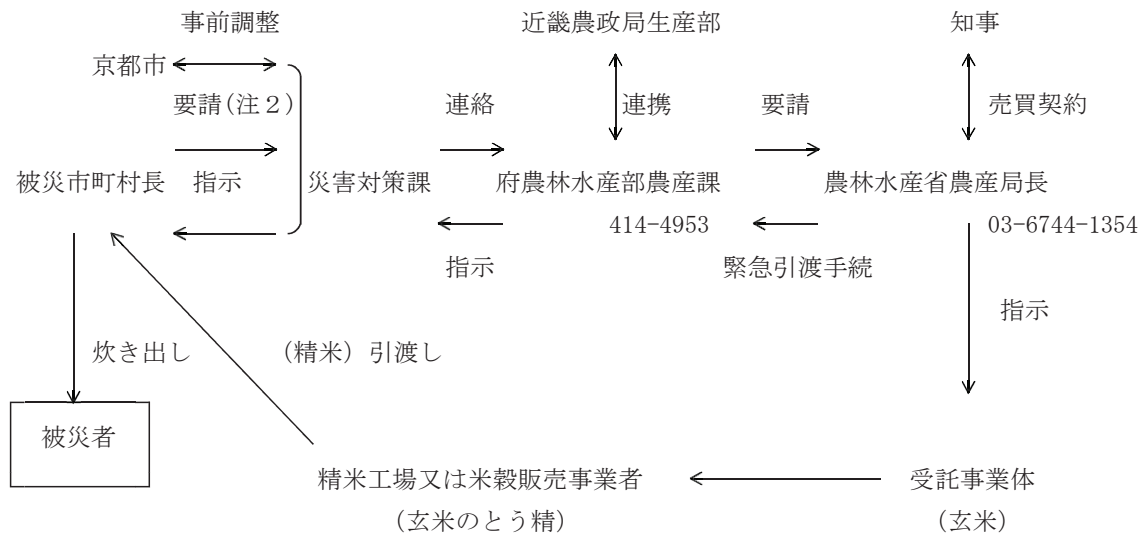
(a) 販売事業者からの調達



注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

(b) 政府所有米穀の調達

※ 玄米で引き渡す場合は、国は玄米のとう精指示等は行わない。また、引渡場所については調整により決定。
図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。



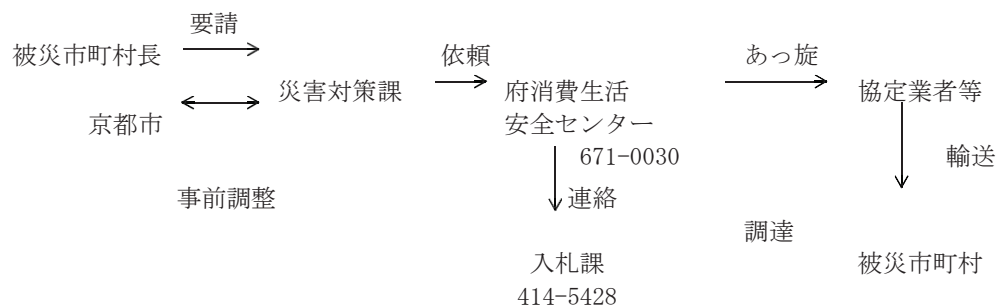
注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

注2 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

図2.9.3 生活必需物品の調達系統

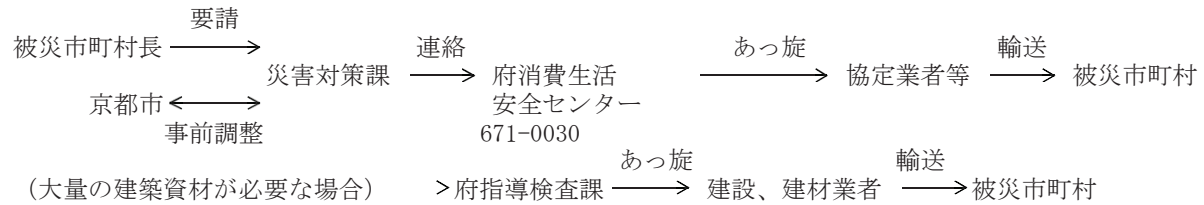
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあつ旋することができる。

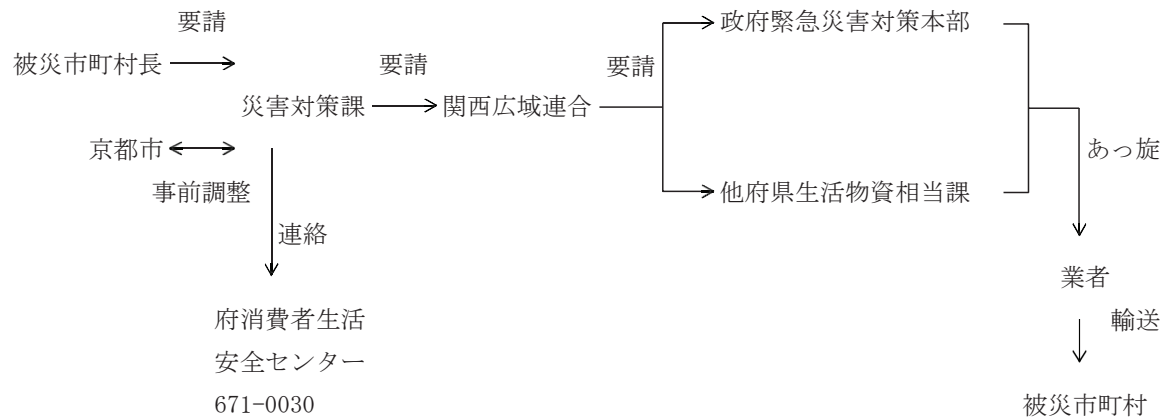
(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 府消費者生活安全センターが関与していない協定業者等については、災害対策課が調達又はあっ旋するものとする。

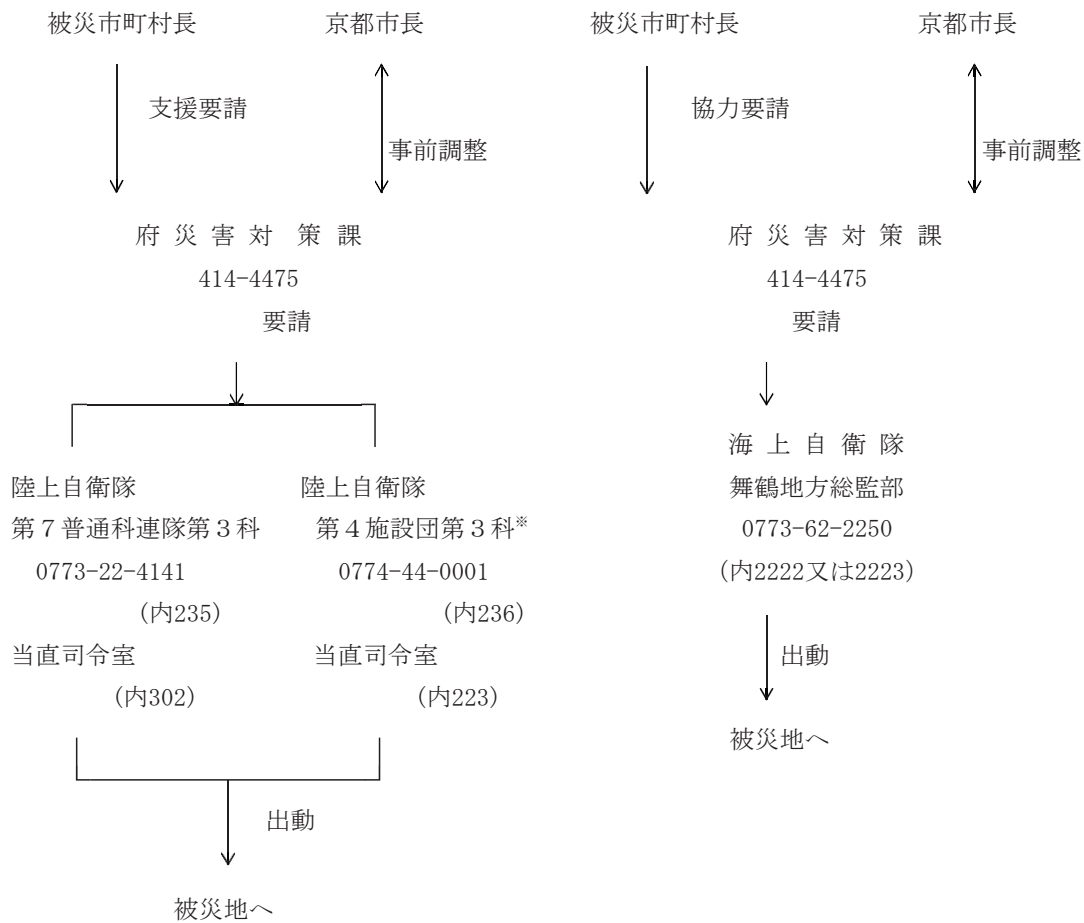
(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。

2 必要に応じて、災害対策課が調達又はあっ旋することができる。

図2.9.4 自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統



※ 京都府南部（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）における要請先

- 注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
- 注2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第3節 応急復旧資材確保計画

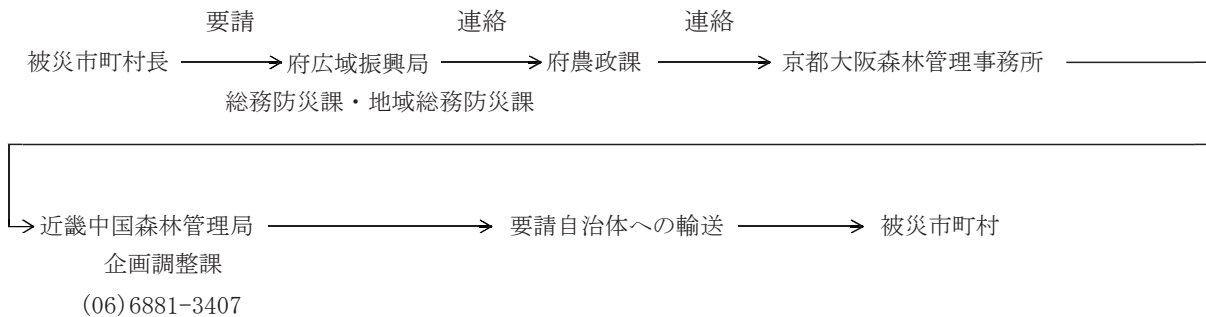
第1 計画の方針

地震災害により民家、公共施設等が倒壊・破損した場合に、修理、新設、仮設住宅建設等を早急に行うために、応急復旧資材の調達先及び物資名、在庫数量を把握し、要請のあった場合は直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

第2 計画の内容

- 1 府は関係機関の協力を得て、応急復旧資材の保有業者名、資材名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合はただちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立しておく。
- 2 市町村は、管内の主要業者の応急復旧資材の調達可能数量を把握しておき、地震災害発生時には管内で調達に努めるものとし、被災市町村のみで調達できない場合は、府に対して応急復旧資材のあつ旋を要請する。
- 3 被災住宅が多く、救助法が適用され、大量の仮設住宅の建設を必要とする場合の、国有林材の販売並びに被災市町村への輸送についての連絡系統は、図2.9.5に示したとおりである。

図2.9.5 国有林材の販売要請ルート



(注1) 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

(注2) 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(府知事直轄組織・府健康福祉部)

第1節 計画の方針

震災発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、震災発生時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、府、市町村及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

1 府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

2 市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。

3 広域的支援体制の整備等

府及び市町村は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

4 災害派遣福祉チーム（DWA T）体制の整備

災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWA T）（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成）を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

第3 避難行動要支援者対策

1 地域防災計画等における規定

市町村は、避難行動要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については市町村防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めるものとする。（平成25年8月内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）

2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人に理解を求めるよう努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3 個別避難計画の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の促進を図る。

4 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

この場合、ハザードマップ等を用いて、土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災部局と健康福祉担当部局等の部局間で共有する。

また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第4 要配慮者の安全確保

- 1 市町村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。
- 2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。
- 3 市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する
- 4 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第5 要配慮者の生活確保

- 1 府及び市町村は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- 2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- 3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム(DWAT)又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第6 外国人の安全確保

- 1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。
- 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 府及び市町村は、震災時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。
- 7 府は、駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第11章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(府総合政策環境部)

第1節 計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2節 廃棄物処理に係る防災計画

第1 府の施策

府は、京都府災害廃棄物処理計画に基づき市町村を支援するとともに、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第2 市町村の施策

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
 - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。
 - (5) 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保すること。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第2に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第12章 文化財災害予防計画

(府文化生活部、府教育庁)

第1節 現 状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に733棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている688棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,212棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の325棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-6参照〕

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在592所有者、965件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが201件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の764件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは56件ある。残る708件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-5参照〕

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は142件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は106件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-7参照〕

第4 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に7地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は3件、府選定文化的景観は10件選定されている。

第2節 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第3節 計画の内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第3 史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第4 重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第5 文化的景観

重要文化的景観選定地域内にあって重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第6 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制を確立する。

第7 補助金及び融資

1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

2 融 資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年、7年、5年、3年償還 低利（年利 0.9%）

融資対象は補助金事業に準ずる

第13章 防災訓練に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 総合防災訓練

防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年1回実施する。

1 訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

2 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

3 訓練の方法

- (1) 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
- (2) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、震度、震災状況等を設定する。
- (3) 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (4) 災害対策基本法第48条第2項の規定により、府公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (5) その他細部については協議のうえ決定する。

第2 近畿府県合同防災訓練

近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定第9条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

第3 複合災害を想定した訓練

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第4 地方別訓練

府の地域を数地区に分け地域の震災の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員、通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

第5 図上訓練

各地域の実情に合致した避難、消防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて各地域ごとに図上訓練を実施する。

第6 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

第7 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第8 避難訓練

1 市町村が実施するもの

地震災害時における避難の勧告、立退き等の円滑化・迅速化・確実性を期すため、市町村が中心となり、警察・消防その他の関係機関が参加し、住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。なお、その内容は、「第2編第6章」に準拠する。

2 防火管理者が実施するもの

学校、病院、駅、工場、事業所、興行場、百貨店等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施する。なお、その内容は「第2編第6章」に準拠する。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）を災害時に活用できるように、府その他関係機関と協議して訓練実施要領を定めるものとする。

特に実施訓練には、極力住民が多数参加するように配慮し、実施時期は府及び関係機関が行う訓練に合わすことがより効果的である。

第14章 府民の防災活動の促進

(各機関)

大地震による災害から、府民の生命、身体、財産を守るためには、府、市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより府民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、府民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは業種別の防災対策を推進する必要がある。

このため、府をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報啓蒙活動を積極的に行い、社会の様々な主体が減災のための行動と安全のための投資に息長く取り組んでいけるよう、常に防災意識の高揚、防災組織の育成指導・助言等に努めるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、災害による被害を軽減するためには、行政はもとより府民の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域や企業等における防災の担い手として活動する人材を育成する。

第1節 防災知識と地震時の心得の普及

第1 防災関係職員の防災教育計画

防災事業に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育内容

- (1) 府防災計画（震災編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 防災知識と技術
- (4) 震災の特性
- (5) 防災関係法令の運用

第2 防災リーダーの養成等

- 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。
- 2 大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。
- 3 大学等との協力により、若者の防災リーダーの育成を図る。

第3 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

1 普及方法

- (1) 社会教育等を通じての普及
ア 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及

- イ PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
- ウ その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(2) 広報媒体等による普及

- ア ラジオ、テレビ等による普及
- イ 新聞、雑誌等による普及
- ウ 映画、ビデオ、スライド、ホームページ等各種メディアによる普及
- エ その他印刷物による普及

2 普及の内容

(1) 地震に関する一般的知識

(2) 日常普段の減災に向けた取組

- ア 住宅、屋内の整理点検
- イ 火災の防止
- ウ 非常食糧、非常持出品の準備
- エ 避難地、避難場所、避難路等の確認
- オ 災害危険箇所の把握
- カ 応急救護
- キ 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

(3) 地震発生時の心得

- ア 場所別、状況別
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難の心得
- エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保
- オ 帰宅困難者支援ステーションの活用
- カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ケ 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

(4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる

(5) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発

(6) 地震保険、火災保険の加入の必要性

3 バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、危険物の流出防止、出火防止、初期消火、避難等災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

1 指導の方法

- (1) 防火管理者に対して技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の震災時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて、震災時における行動力を強化する。
- (3) 震災時における出火防止、初期消火、避難誘導等の事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 震災の特性及び過去の主な被害事例
- (2) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (3) 事業所等の自主防災体制
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制整備
- (5) 出火防止、初期消火等の震災時における任務分担

なお、気象庁震度階級とその説明は、第2編第3章参照。

第2節 自主防災組織の整備と指導

第1 計画の方針

大地震が発生した場合には、防災関係機関の災害対応が遅れたり、活動能力が著しく低下することが予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要となる。これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに、職域的に団結し組織的に行動することによってこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、地域あるいは施設ごとに、地域住民又は施設関係者によりその実情に応じた自主的な防災組織を設置すること及び日頃から震災の発生を予想した訓練を実施することについて指導する。

第2 計画の内容

1 市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、自主防災組織の地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等について明らかにする。

2 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

3 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

- (1) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- (2) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

4 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

5 京都府の支援

京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。

6 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

(1) 規約

ア 役員

(ア) 防災リーダー及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(2) 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

ウ 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設置して取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。

エ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担し、多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。

オ 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市町村が行う訓練にも積極的に参加すること。

カ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。

キ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

ク 避難場所、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

ケ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

＊ その他自主的な防災に関すること。

第3 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 学校等における防災教育

府及び市町村は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、地震・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援する。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生等を支援するよう努める。

第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、あらゆる機会をとらえて職員、住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に防災知識の普及に努めるものとし、次の事項を定めておくものとする。

第1 職員に対する防災研修

各種災害対策資材による研修と地域防災計画の周知の徹底

第2 住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する啓発

- 1 市町村地域防災計画の周知徹底
- 2 ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発
- 3 過去に発生した災害の紹介
- 4 平常時の減災に向けた取組
- 5 災害時における的確な行動

第15章 企業等防災対策促進計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害の多いわが国では、府や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い京都府を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と府民福祉の確保に大きく寄与するものである。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

府、市町村、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

2 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設
- エ 複合用途施設
 - 利用（入居）事業所が共同である施設
- オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

(2) 組織活動要領

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

- ア 役員

- (ア) 統括管理者及びその任務
- (イ) 班長及びその任務

イ 会議

- (ア) 総会
- (イ) 役員会
- (ウ) 班長会等

(3) 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること

ウ 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること

キ 地域住民との協力に関すること

ク その他防災に関すること

3 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

4 災害時における出勤抑制

大規模地震などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

5 災害時の企業等の事業継続

(1) 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継

続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。

(3) 事業継続計画の普及啓発

府及び市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

第2 京都BCPの普及

1 京都BCPの趣旨

京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組であり、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。

2 京都BCP行動指針

府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進会議において取組内容を推進するものとする。

また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型BCPの実践など、京都BCPの取組を推進するものとする。

第16章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティア等の協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）等の活動が円滑に行えるよう、ボランティア等の自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第2節 計画の内容

第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議

1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の運営

府は災害時等応援協定を締結している団体相互及び京都府との連携を図るとともに、応援活動を迅速かつ的確に行うために京都府災害時等応援協定ネットワーク会議を設置し、災害時等における応援に関する事項等について協議し、必要な対策を講じる。

2 研修及び訓練

- (1) 災害発生時の活動に支障が生じないよう、災害一般に関する知識及び各分野の専門知識や技能等について、必要な研修を行う。
- (2) 府が行う総合防災訓練等への参加についても配慮する。

第2 NPO・ボランティアとの連携

- 1 府及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携を図る。
- 2 府は、加盟団体が相互に助け合う「災害時連携NPO等ネットワーク」と連携し、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 一般ボランティア

1 受入体制の整備

- (1) ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。
- (2) 京都府災害ボランティアセンターは、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同して設置する。
- (3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるよう体制を整えるものとする。

2 ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等に必要な施策を実施するものとする。

3 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

府及び市町村は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

第4 災害ボランティアに関する啓発

- 1 府及び市町村は、住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。
- 2 府は、ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努力する。

第17章 行政機能維持対策計画

第1節 業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

第3節 各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第18章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

第2 府内の消防相互応援体制の整備

府内の市町村長及び消防機関の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

第3 府内の防災相互応援体制の整備

1 防災相互応援協定の締結

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

雪害の少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮するものとする。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言するなど、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

なお、知事は、応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続きについて、市町村に対して周知を図る。

2 京都府災害時応急対応業務マニュアル等の運用

「京都府災害時応急対応業務マニュアル」及び「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」により、府及び市町村の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって、府による市町村への応援及び市町村の相互応援を円滑に行う応援受援体制を整備する。

3 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員派遣

府は、災害時に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

4 応急対策職員派遣制度の整備及び災害マネジメント総括支援員等の登録(総務省)

府は、総務省と連携して、災害時において市町村の行政機能の確保状況を把握した上で、行政機能が低下した被災市町村に応援職員の派遣等の支援を可能とするための体制を構築するとともに、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の派遣を可能とするよう登録する。

第4 緊急消防援助隊の編成

府外への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で構成した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画」を定めておくものとする。

なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおり。

第5 広域緊急援助隊の編成

府警察本部は、災害時に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図るものとする。

令和5年度 緊急消防援助隊登録状況

都道府県名 26 京都府
令和5年4月1日

消防本部等名	指揮支援隊		航空指揮支援隊		都道府県大隊指揮隊		統合機動部隊指揮隊		国土・省庁等災害対策本部等指揮隊		消防小隊		救助小隊		救急小隊		機方支援小隊		通信支援小隊		特殊災害小隊						特殊装備小隊										水上小隊		航空小隊		航空機方支援小隊		合計		重複を除く合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																					毒劇物災害			大規模危険物火災			密閉空間火災			遠距離送水		消防二輪		震災対応		水難救助隊													その他特殊装備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)	人員 (人)	隊数 (隊)

第19章 震災に関する調査研究

第1節 計画の方針

大地震による被害は複雑かつ多様であり、その被害の甚大性、複雑性は非常に大なるものが予想される。したがって、震災を防止し、又は震災が発生した場合の被害の拡大を防止するため、公共施設等の維持管理を強化するとともに、国土保全事業、都市の防災対策事業等を計画的かつ総合的に推進する必要がある、このためには、震災に関する科学的な調査研究が要請されるところであり、きめ細かな震度分布把握のシステムの構築が必要である。

府では昭和46年度以降、震災対策基礎調査、建物被害・人的被害を主とした被害想定調査を実施してきたが、さらに、地域の安全性の向上・防災体制とその有機的な連携など、地震に際してその被害を最小にするための調査研究を行い、その調査研究結果を効率的な震災対策の具体策を樹立するための指標とする。

なお、計画の策定に当たっては、ハード、ソフト相互に連携する有機的かつ機動的な総合防災計画を目指すものとする。

第2節 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査を推進する。

第1 防災計画基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に留めるため、次の調査を行い、防災都市建設の基本計画を策定する。

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性および落下物に関する調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 地下埋設物の調査
- (5) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (6) 防災空間の整備拡大に関する調査

第2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、この破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

第3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査

- (2) 鉄道及び軌道の耐震に関する調査
- (3) ダム及びため池の耐震に関する調査
- (4) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第3節 火災の防止に関する調査研究

第1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の様態は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査をする。

- (1) 地震火災の拡大原因に関する調査
- (2) 地震火災を最小限に食い止める方法に関する調査

第2 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、都市の防災化対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査
- (2) 火災の拡大防止に関する調査

第4節 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならないが、指定した避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起り得る。したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間毎に安全性について調査確認する。

- (1) 避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- (2) 避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- (3) 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- (4) 大震火災時に発生の恐れのある火災旋風から避難場所の安全性を確保するための調査

第20章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、帰宅支援拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した帰宅支援拠点の運営に努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援対象道路の設定や代替輸送の調整を行うとともに、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供を行うなど徒歩帰宅支援を行う。

市町村は、府、関係機関と連携して、観光客及び帰宅困難者を受け入れる一時退避場所及び一時滞在施設を設置・拡充し、発災時に設置に係る情報提供を行うようにする受入体制を整備する。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

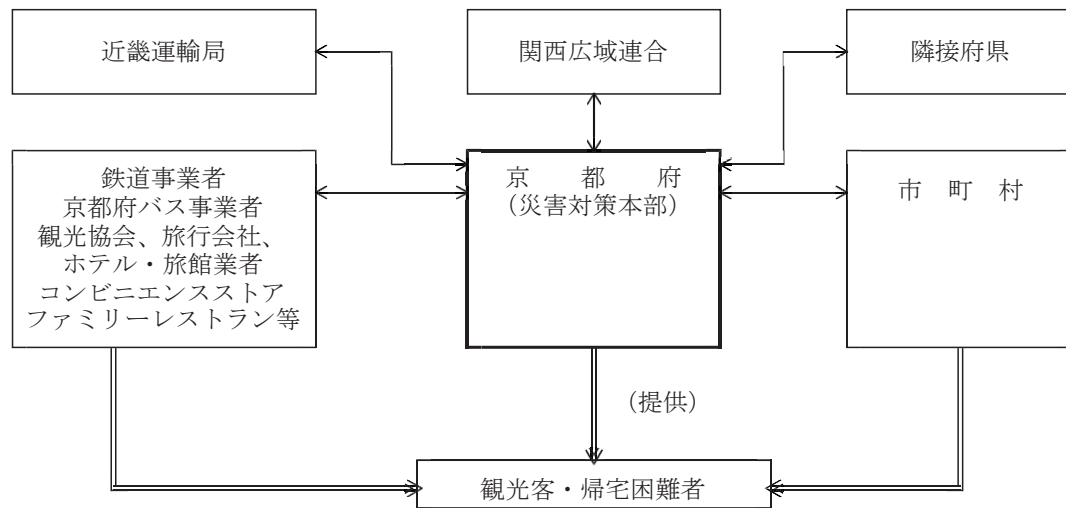
発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 多様な場面や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図



第4 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第5 事業所等への要請

- 1 府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- 2 事業所等に、発災時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。
 - (1) 就業時間帯に発災
従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示
来所者を事業所内の待機スペースに誘導
 - (2) 出勤・帰宅時間帯に発災
自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）
- 3 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。

第6 観光客等への支援の検討

- 1 府は関西広域連合及び市町村と協力し、災害時に多くの滞留者が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・公報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。
- 2 府は市町村、鉄道事業者、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、観光案内所を訪れた外国人や宿泊施設に滞在する外国人旅行者に対して、各鉄道の計画運休や運行状況等の情報を集約

して、多言語（英語以外を含む。）でリアルタイムに伝達するとともに、相談の受付をするなど外国人支援体制を構築する。

また、外国人向けの防災訓練の実施並びに日本における災害の重大さ、災害関連情報の入手手段及び災害時の行動（医療機関のかかり方等を含む。）について普及・啓発に努める。

- 3 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、府民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。
- 4 府は駐日外国公館等との連携体制の構築に努める。

第21章 広域防災活動拠点計画

(危機管理部)

第1節 広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域防災活動拠点の機能]

- ①防災関係機関等の活動拠点機能 ②ヘリポート機能 ③現地調整本部機能 ④物資等の集積・集配機能
- ⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第2節 広域防災活動拠点とする施設

第1 施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替性の確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

(広域防災活動拠点施設)

地 域	施設名	所在地	面積
北 部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中 部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7	53.2ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	94.9ha
京都市	京都御苑	京都市上京区京都御苑	65ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第3節 広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制の確立する。

第1 開設、連絡調整

- 府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受入体制を整える。

また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。

- 府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第2 資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第3 訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。

第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅

府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援部隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地	防災道の駅
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11	
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ 65-1	○